パブリックコメント
閲覧用

藤沢市地域共生社会推進計画
【藤沢市地域福祉計画 2032】

〔計画期間：2027 年度（令和９年度）～2032 年度（令和 14 年度)〕

【素案】

２０２７年（令和９年）３月

藤沢市

〈 目 次 〉

第１章　計画の基本構想 ・・ 1

１　計画の策定にあたって・・ 2
（１）地域福祉計画とは・・ 2
（２）地域包括ケアシステムの深化から地域共生社会の実現へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（３）計画策定の趣旨・・ 3
（４）計画の期間・・ 5
（５）計画の位置づけと性格・・・ 6
２　地域福祉を取り巻く状況・・ 8
（１）国等の動きと推進課題・・・ 8
（２）本市の動きと推進課題・・・ 12
（３）市民や活動団体の意識・意向と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
３　計画でめざすべき姿・・ 29
（１）めざすべき将来像・・・ 29
（２）基本目標・・・ 30
４　地域福祉を推進するための考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
５　圏域のとらえ方・・ 32
６　地域福祉を担う各主体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

第２章　計画の推進に向けた施策の方向性及び展開 ・・・・・・・・・・・ 36

１　計画の体系図・・ 37
２　施策の方向性及び施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
基本目標１　地域に関心を持ち、行動できる人材づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
（１）誰一人取り残さない地域づくりに向けた周知・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
（２）地域福祉の担い手の育成・参加促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
（３）福祉人材の確保・育成への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
基本目標２　お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
（１）課題を早期発見・早期対応できる地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
（２）福祉団体等の活動支援・・ 53
（３）多様な主体間のつながりづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
（４）災害時に備えた地域づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
基本目標３　誰もが安心して暮らせる仕組みづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
（１）包括的な相談・支援体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
（２）地域生活を支える体制整備・環境構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
（３）権利擁護のための支援の充実（成年後見制度利用促進基本計画）・・・・・・・ 73
（４）更生支援に向けた地域づくり（再犯防止推進計画）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
（５）生活困窮者等の自立に向けた生活・就労支援の推進（生活困窮者自立支援計画）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第３章　地域福祉計画の進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88

１　計画の進行管理方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第１章　計画の基本構想

1　計画の策定にあたって

（1）地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第107条第1項第1号から第６号に基づき、市町村が、地域福祉の推進に関する事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」「地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項」を一体的に定める計画です。

本市では、2003年度（平成15年度）に初の地域福祉計画となる「藤沢市地域福祉計画（2004～2008年度）」を策定し、市民と行政の協働による地域福祉を推進してきました。

（2）地域包括ケアシステムの深化から地域共生社会の実現へ

地域福祉計画の改定を重ねる中で、全国的には、2014年度（平成26年度）に施行された「医療介護総合確保推進法」により、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組が本格化しました。

「地域包括ケアシステム」とは・・・
高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく、いつまでも安心して暮らすために、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を包括的に提供できる仕組みです。
この仕組みは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされています。

こうした背景のもと、本市では、少子高齢化に伴う社会・経済状況の変化や、地域生活課題の複合化・複雑化などに対応するため、対象を全世代・全対象型とした「藤沢型地域包括ケアシステム」に2015年度（平成27年度）から取り組み始めました。

その後、2018年（平成30年）に施行された改正社会福祉法では、第４条に「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」と規定され、国における「地域共生社会」の実現に向けた理念の明確化が行われました。

「地域共生社会」とは・・・
社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

そして、新たな社会をつくっていくために、包括的な支援体制を整備するための施策

を具体化する事業として、2020年（令和２年）の社会福祉法の改正により、「重層的支援体制整備事業」が新たに創設され、本市では、2023年（令和５年）から同事業を実施しています。

≪計画策定の経緯≫

計画名	趣旨
藤沢市地域福祉計画 （2004 年度～2008 年度）	子どもからお年寄りまで、障がいの有無、性別や国籍などの違いに関係なく、誰もが住み慣れた地域や自宅で、自立した心豊かな生活が送れるよう、多くの市民や団体が、共に助けあい支えあう誰にもやさしい福祉社会の実現をめざす。
藤沢市地域福祉計画 （2009 年度～2014 年度）	高齢者や障がい者をはじめすべての市民が、家庭や地域の中で社会参加ができ、一生安心して暮らせるまちづくりの実現を進める。
藤沢市地域福祉計画 2020 （2015 年度～2020 年度）	「一人ひとりが主役　共に支えあい　安心して暮らせるまちふじさわ」をめざすべき将来像として掲げ、高齢者や障がい者をはじめとするすべての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう「藤沢型地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を重点的に進める。
「藤沢型地域包括ケアシステム」（2015 年度～2025 年度）の推進開始	
藤沢市地域福祉計画 2026 （2021 年度～2026 年度）	子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができるよう、「藤沢型地域包括ケアシステム」の推進を進める。
※2023 年度に 中間見直しを実施 （2024 年度～2026 年度）	「藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画」を位置づけるとともに、複合化・複雑化する課題（社会的孤立、ケアラー支援、困難な問題を抱える女性への支援等）への対応を踏まえ、中間見直しを実施。
「重層的支援体制整備事業」（2023 年度～2026 年度）の実施開始	
「藤沢型地域包括ケアシステム」の最終検証（2025 年度）	

（３）計画策定の趣旨

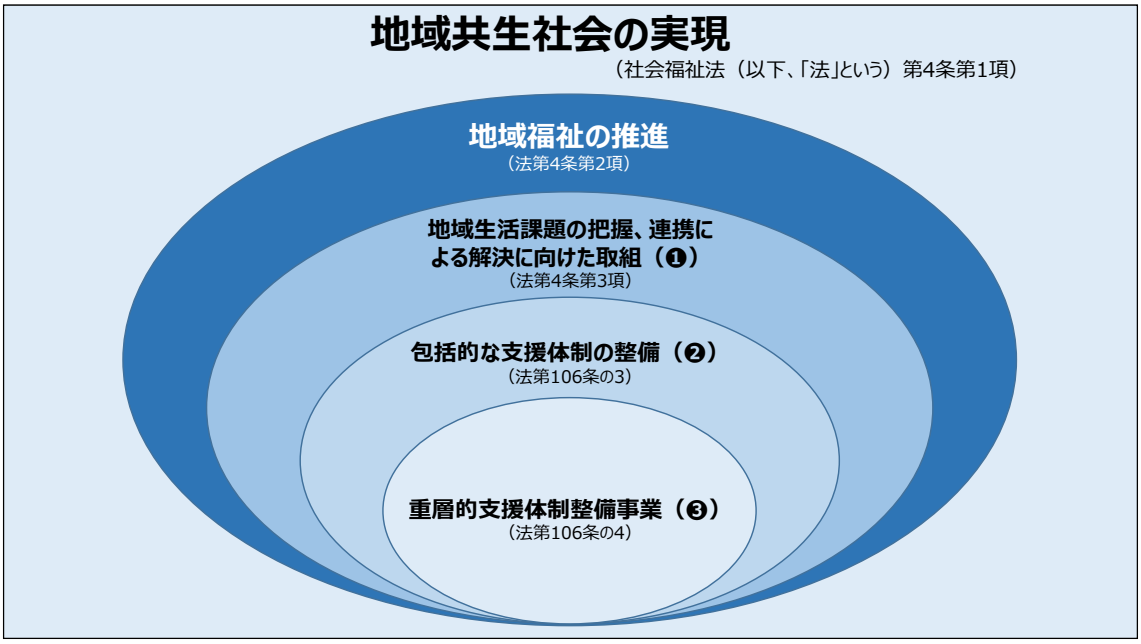
人口構造が大きく変化すると見込まれる2040年（令和22年）を見据え、これまで以上に「地域に存在する人・物・資源とそこで生活する人の想いを大切にした地域づくり」を展開していく必要があるとともに、社会福祉法が掲げる地域共生社会の実現に向け、地域福祉を進めるための基本的な方向性を示す地域福祉計画において、関係性を整理し、一体的に進めていく必要があります。

こうしたことを踏まえ、本計画は、地域福祉計画、重層的支援体制やこれまで取り組んできた「藤沢型地域包括ケアシステム」を整理し、地域共生社会の実現をめざした地域福祉の推進に向けて策定するものです。

こうした地域共生社会の実現を、よりわかりやすく市民・関係機関・庁内関係各課で共有するため、本計画の名称を「藤沢市地域共生社会推進計画（藤沢市地域福祉計画２０３２）」（以下、「本計画」という。）とします。

本計画は、福祉分野にとどまらず、住宅・教育・労働・交通・防災・まちづくりなど地域生活課題に関わる幅広い分野の連携を促し、地域共生社会の実現に向けた分野横断的な取組を推進するための総合的な指針として位置づけます。

≪諸概念の関係性の整理≫

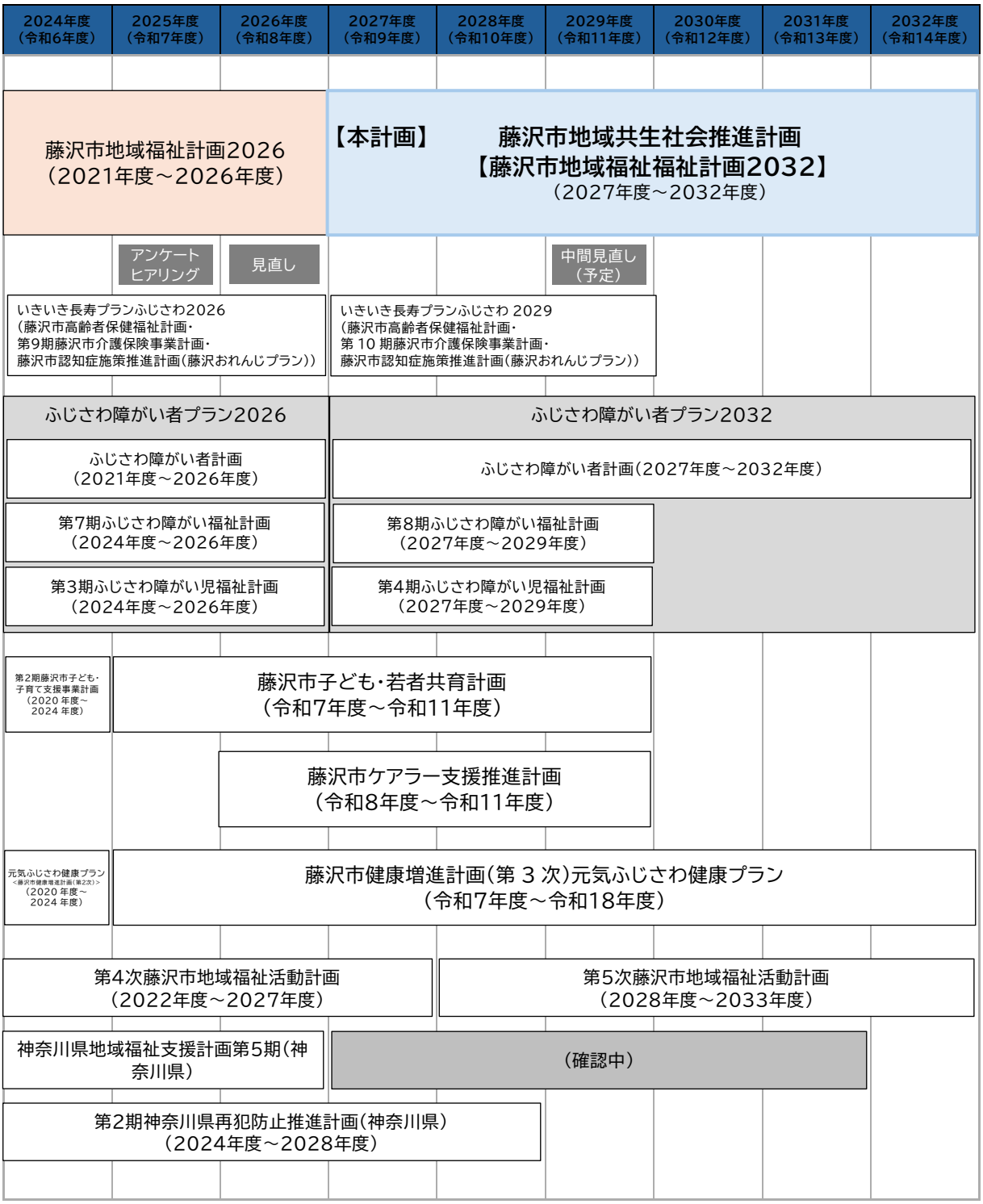


	法の規定
❶地域生活課題の把握、連携による解決に向けた取組（法第４条第３項）	●福祉・介護・介護予防・保健医療・住まい・就労・教育に関する課題 ●地域からの孤立、社会参加の中で生じる課題・把握・連携して解決を図る体制づくり
❷包括的な支援体制の整備（法第 106 条の 3）	●地域住民の活動の場・交流する拠点の整備 ●住民の困りごとを、分野を問わず包括的に受け止める場の整備 ●相談支援機関の協働とネットワークの整備
❸重層的支援体制整備事業（法第 106 条の 4）	●相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業） ●参加支援事業 ●地域づくり事業

（4）計画の期間

本計画の計画期間は、2027年度（令和９年度）から2032年度（令和14年度）までの6カ年です。2029年度（令和11年度）には中間見直しを行い、計画期間の最終年度である2032年度（令和14年度）には、基本目標に対する達成度を検証し、次期計画の策定を行います。

≪主な福祉関係計画の計画期間≫



（５）計画の位置づけと性格

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画として位置づけられ、「神奈川県地域福祉支援計画」、「藤沢市地域福祉活動計画」等を勘案し、本市における施策の取組を示します。

また、本計画は、次のような性格を持ちます。

○本計画は、市全体の福祉施策の理念計画として、具体的な事業を列挙するのではなく、その方向性を示す役割を担います。

○本計画は、地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進するため、2025年度（令和７年度）まで取り組んできた「藤沢型地域包括ケアシステム」の経験や取組により培われてきた地域の基盤を生かすとともに、高齢者保健福祉計画や障がい者計画といった各個別計画に対し、共通の理念や全体像を提示します。具体的な事業については、各個別計画に委ねつつも、各施策が同じ方向性のもとで推進されるための共通基盤となります。

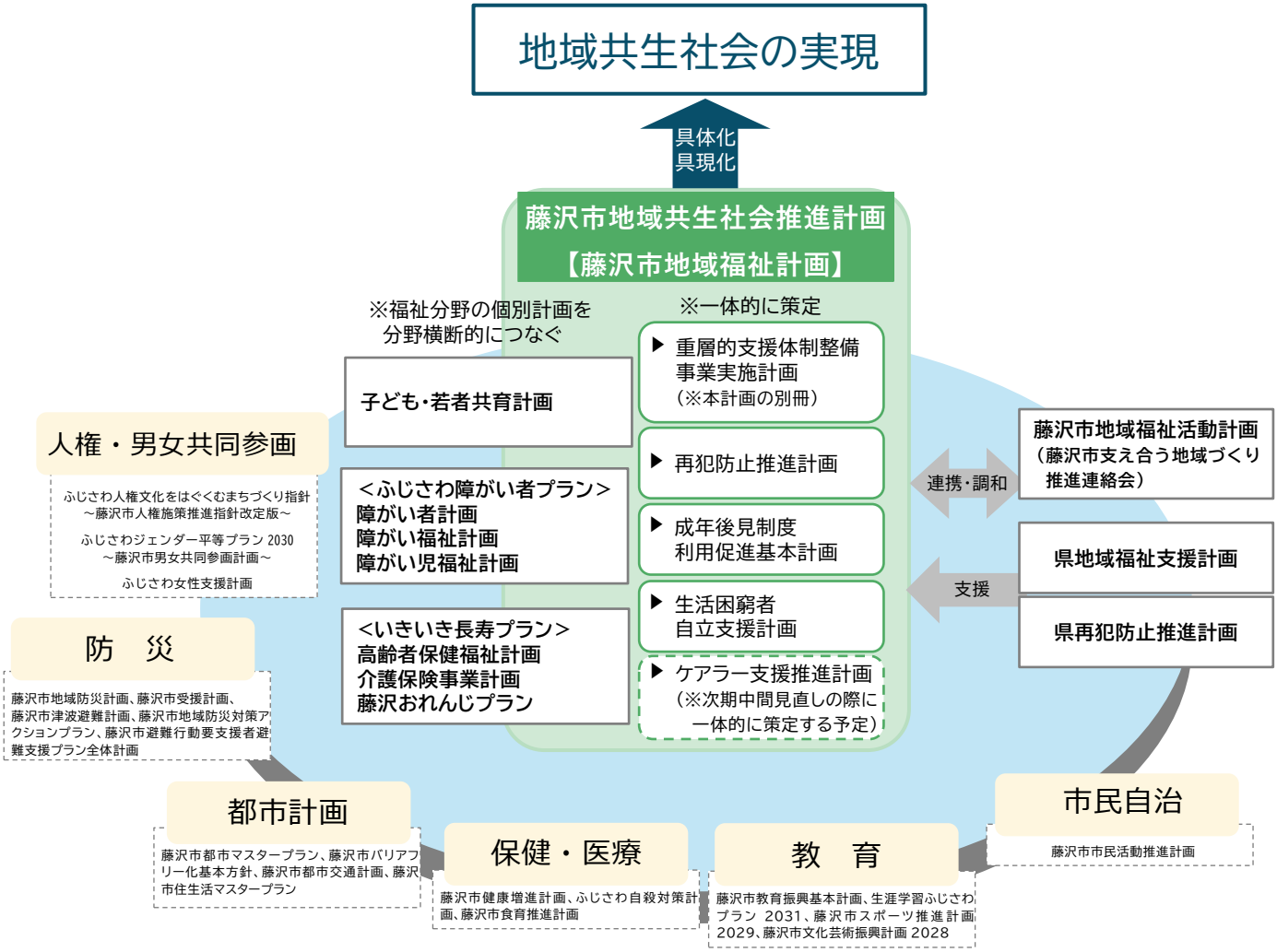
また、福祉分野に限らず、防災、都市計画、保健・医療といった関連分野とも連携を図ります。それぞれの分野が独自の計画に基づき活動しながらも、本計画が示す共通の価値観を共有することで、市全体が一体となった取組を可能にします。

○社会状況の変化により複雑化・複合化する地域の生活課題に対応するため、根拠法令の異なる次のような諸計画を包含する計画とします。

包含する計画	根拠法令
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律
再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律
生活困窮者自立支援計画	生活困窮者自立支援法

○社会福祉法第106条の５第１項の規定に基づき策定している「藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画」を、本計画で定める包括的な支援体制の整備をさらに進めるための計画として位置づけます。

≪計画の位置づけ≫


地域共生社会の実現
具体化
具現化
藤沢市地域共生社会推進計画
【藤沢市地域福祉計画】
※福祉分野の個別計画を
分野横断的につなぐ
※一体的に策定
子ども・若者共育計画
<ふじさわ障がい者プラン>
障がい者計画
障がい福祉計画
障がい児福祉計画
<いきいき長寿プラン>
高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画
藤沢おれんじプラン
▶ 重層的支援体制整備事業実施計画（※本計画の別冊）
▶ 再犯防止推進計画
▶ 成年後見制度利用促進基本計画
▶ 生活困窮者自立支援計画
▶ ケアラー支援推進計画（※次期中間見直しの際に一体的に策定する予定）
連携・調和
支援
藤沢市地域福祉活動計画（藤沢市支え合う地域づくり推進連絡会）
県地域福祉支援計画
県再犯防止推進計画
人権・男女共同参画
ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針～藤沢市人権施策推進指針改定版～
ふじさわジェンダー平等プラン 2030～藤沢市男女共同参画計画～
ふじさわ女性支援計画
防　災
藤沢市地域防災計画、藤沢市受援計画、藤沢市津波避難計画、藤沢市地域防災対策アクションプラン、藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画
都市計画
藤沢市都市マスタープラン、藤沢市バリアフリー化基本方針、藤沢市都市交通計画、藤沢市住生活マスタープラン
保健・医療
藤沢市健康増進計画、ふじさわ自殺対策計画、藤沢市食育推進計画
教　育
藤沢市教育振興基本計画、生涯学習ふじさわプラン 2031、藤沢市スポーツ推進計画 2029、藤沢市文化芸術振興計画 2028
市民自治
藤沢市市民活動推進計画

2　地域福祉を取り巻く状況

（1）国等の動きと推進課題

①近年の法制度の改正等

地域共生社会の実現に向けては、2017年（平成29年）の社会福祉法改正により、全市町村に対して、包括的な支援体制の整備を努力義務化するほか、2020年（令和２年）の法改正において、重層的支援体制整備事業を創設するなどの取組が進められてきました（2021年（令和3年）4月施行）。

本市では、「藤沢市地域福祉計画2026」の中間見直しを行い、2024年（令和６年）３月に計画書を公表しました。その前後には、国においても法制度の改正等が行われており、その主な内容は次のとおりです。

時期	主な内容
2022年（令和４年）３月	第二期成年後見制度利用促進基本計画　閣議決定
2023年（令和５年）３月	第二次再犯防止推進計画　閣議決定
2023年（令和５年）４月	こども基本法　施行
2024年（令和６年）１月	共生社会の実現を推進するための認知症基本法　施行
2024年（令和６年）４月	孤独・孤立対策推進法　施行
2024年（令和６年）４月	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律　施行
2024年（令和６年）４月	生活困窮者自立支援法　改正
2025年（令和７年）12月	更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律　成立
2026年（令和８年）６月	社会福祉法等の一部を改正する法律　成立

②2040年を見据えた議論

人口減少・単身世帯の増加といった社会情勢の変化や、地域ごとの人口構造・世帯構成の違いにより、福祉ニーズは多様化・複雑化しています。あわせて、このまま保険料等で賄う介護保険制度等をはじめとする公的支援については、その持続可能性が危機を迎えるとの認識も広がっています。

こうした中、引き続き、誰も取り残されることなく地域で支えあう「地域共生社会」の理念を中心に据え、2040年に向けて、全ての市町村で福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会のさらなる実現・深化を図ることが重要である、という問題意識のもとで議論が進められてきました。



社会保障審議会福祉部会報告書（概要）①

第33回社会保障審議会福祉部会
令和８年４月23日

参考資料１

令和７年12月18日

【議論の観点】
- 2040年に向け、**人口減少・単身世帯の増加等**の社会情勢の変化や**多様化・複雑化する福祉ニーズ**、人口構造や世帯構成の変化スピードの**地域差**、地域における**支え合い機能の脆弱化**への対応が課題
- **全ての市町村で**、多様な地域生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、**包括的な支援体制の整備を強力に推進していく**必要
- 地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す**地域共生社会のさらなる実現・深化**を行うことが重要

１．地域共生社会の更なる展開について

①包括的な支援体制整備に向けた対応
- 包括的な支援体制整備のために**市町村が実施すべき施策の明確化**
  （１）地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、（２）支援関係機関同士の連携体制整備、（３）地域住民と支援関係機関の協働体制整備
- **支援会議を活用可能な市町村の拡大**（※）、市町村が地域の見守り等に協力する**団体を委嘱できる仕組みの創設**
  ※　重層的支援体制整備事業を実施していない市町村にも拡大
- **重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた事業評価の導入**
- **生活困窮者自立支援制度**の対象として、**頼れる身寄りがいない高齢者等が含まれることの明確化**等

②過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み
- **過疎地域等における**包括的な支援体制整備を推進するための**新たな仕組みの創設**
  福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の**配置基準を**縦割りの基準から**分野横断的な基準に柔軟化、地域との協働促進を図る事業**を実施

③地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
- **地域共生社会の実現に向けた行政責務・役割**を明確化
- **福祉以外分野との連携・協働の強化**

２．頼れる身寄りがいない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

①新たな第二種社会福祉事業の創設
- **頼れる身寄りがいない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行う事業**を第二種社会福祉事業に位置付ける

②中核機関の位置付け等
- 権利擁護支援のコーディネートや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務化
- 上記事務を担う**中核機関の法定化**

1

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）②

令和７年12月18日

３．社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

①社会福祉連携推進法人制度の見直し
- 地域の福祉ニーズを充足できていない場合等に、サービス提供体制確保のため、**第二種社会福祉事業等を実施可能**とする

②既存施設の土地・建物等の有効活用
- 地域の福祉サービスの提供を維持するため、**社会福祉連携推進法人が社員社会福祉法人の土地・建物等の貸付支援業務を実施**
- 社会福祉法人の解散時の**残余財産の帰属先に地方公共団体を追加**

４．災害に備えた福祉的支援体制について

①平時からの連携体制の構築
- 包括的支援体制の整備を推進するための連携分野に防災を追加
- 市町村地域福祉計画等の記載事項に災害福祉を追加

②DWATの平時からの体制づくり・研修等
- **災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する者の名簿登録や研修・訓練を国が実施**
- 派遣要請時におけるDWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務等を設ける

５．介護人材の確保・育成・定着について

①地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組
- 都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むための**プラットフォームの制度化**

②若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着
- テクノロジーの活用、働きやすい環境づくりの整備、タスクシフト/シェアの推進（業務の整理・切り出しと介護助手の活用等）

③中核的介護人材の確保・育成
- 潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- **介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置**について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた**適切な対応**
- **介護福祉士養成施設の今後の在り方**（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手への研修、ICT教育、リカレント教育等）

④外国人介護人材の確保・定着
- 小規模法人での外国人材の確保・定着のため、海外現地への働きかけ、日本語教育・生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討
- **准介護福祉士制度**について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した**適切な対応**

2

資料　第 33 回社会保障審議会福祉部会

これらの議論を受け、「社会福祉法等の一部を改正する法律」が2026年（令和８年）６月に可決、成立しました。

社会福祉法等の一部を改正する法律(令和8年法律第51号)の概要

改正の趣旨 質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化します。

改正の概要

1．地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

⑴ 小規模市町村における包括的な支援体制の整備
小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業を新設するとともに、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置できるようにします。
※ 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野を超えた基準へ柔軟化し、地域住民の取組との協働を促進します。

⑵ 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化
中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型（特定地域サービス）を新設します。また、地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設します。あわせて、事業者間の連携強化や事業継続の仕組みを構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点事業を新設します。

⑶ 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実
頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図ります。

⑷ 成年後見制度等の適切な利用の支援
成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようにします。

⑸ 有料老人ホーム制度の見直し
中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入します。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」を新設し、利用者負担を求めます。

⑹ 介護保険事業（支援）計画の見直し
介護サービス量等の中長期推計および医療・介護連携に関して介護保険事業（支援）計画を見直すとともに、電子資格確認の導入など、介護被保険者証に関する見直しを行います。

2．福祉人材の安定的な確保および定着支援

⑴ 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進
福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上や経営改善支援等の取組促進を国および都道府県の責務とし、当該取組の促進のため、関係者の連携を図る協議会を設置します。

⑵ 介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し
令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後５年間は資格を持てることとします。また、准介護福祉士資格を廃止します。

⑶ ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止
介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制を廃止し、法定研修の見直しを行います。

3．支援基盤の強化等

⑴ 社会福祉連携推進法人制度の活用推進
社会福祉連携推進法人が実施できる業務を追加します。また、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加します。

⑵ 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化
災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録制度を整備します。

1

施行日：令和９年４月１日が原則ですが、改正事項によって異なります。（各改正事項を参照ください。）

資料　社会福祉法等の一部を改正する法律の広報資料について

③持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版、SDGsアクションプラン

2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」は、2030年（令和12年）までに地球上の「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するための国際目標です。

日本においても、政府が2016年（平成28年）12月に「SDGs実施指針」を策定、2023年(令和5年)12月に２度目の改定を行い、SDGs推進の主要原則や方向性を示しました。

さらに毎年、「SDGsアクションプラン」を作成し、各分野における取組を進めています。

本市では、2025年（令和７年）３月に改定した「藤沢市市政運営の総合指針2028」において、これまで以上に多様化・複雑化する社会課題に向き合い、概ね20年後の未来の藤沢市の姿を見据え、引き続きSDGsの視点を取り入れながら、持続可能な市政運営を行うこととしています。そして、2026年（令和８年）３月には、具体的なSDGsの推進方策を示した「藤沢市SDGs共創指針」を改定し、取組を着実に推進するとともに、市民や多様なステークホルダー（関係者）と協力しながら、地域の活性化や地域課題の解決をめざしています。

これらを踏まえ、誰一人取り残さない持続可能な地域社会づくりを通じてSDGsの達成に貢献できるよう、本計画においてもSDGsの視点を取り入れます。



＜本計画に関係するゴール＞

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

ふじさわSDGs

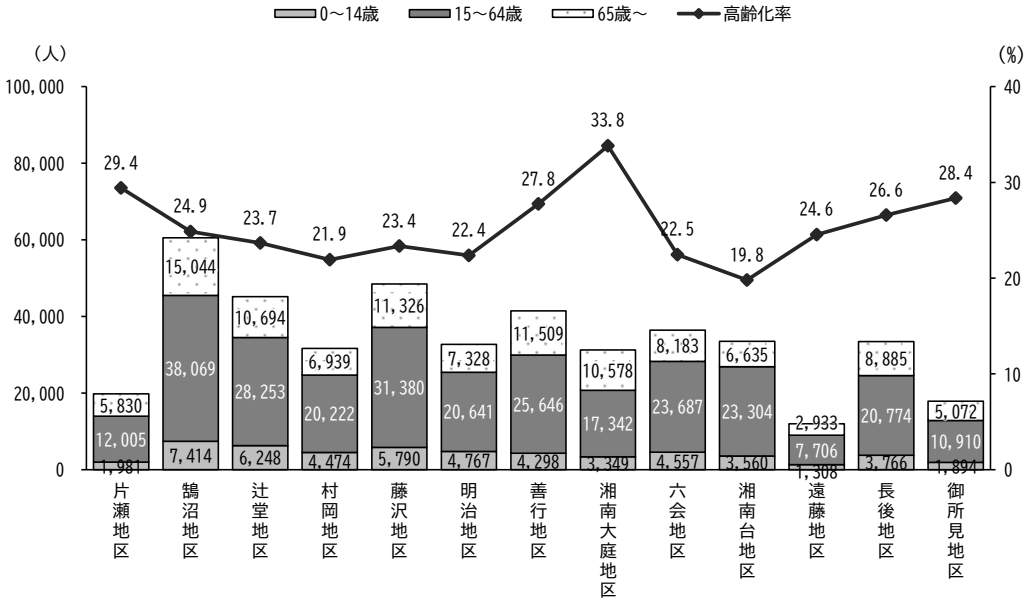
（２）本市の動きと推進課題

①本市の人口構造

住民基本台帳によれば、2026年（令和８年）４月１日現在、本市の総人口は444,301人となっており、65歳以上の高齢者人口は110,956人、高齢化率は25.0%となっています。

行政区域（13地区）別にみると、総人口が60,000人を超える地区から10,000人台の地区があります。高齢化率をみても、30.0%を超える地区から20.0%弱の地区があり、地区によって人口構造に大きな違いがみられます。

≪行政区域（13地区）別の3区分別人口及び高齢化率≫



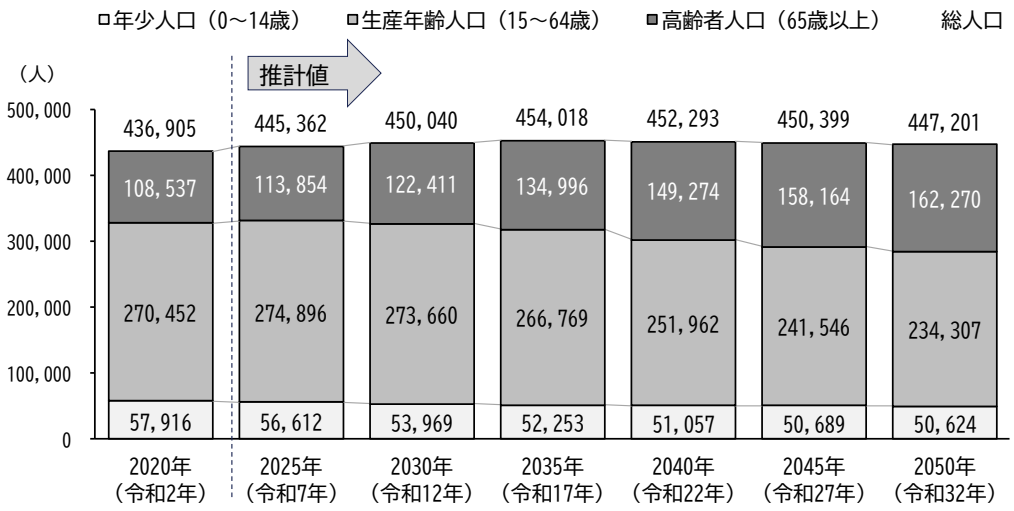
地区	年齢３区分別人口（人）				構成比（%）			13地区別人口構成
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	
市全体	444,301	53,406	279,939	110,956	12.0	63.0	25.0	100.0
片瀬	19,816	1,981	12,005	5,830	10.0	60.6	29.4	4.5
鵠沼	60,527	7,414	38,069	15,044	12.2	62.9	24.9	13.6
辻堂	45,195	6,248	28,253	10,694	13.8	62.5	23.7	10.2
村岡	31,635	4,474	20,222	6,939	14.1	63.9	21.9	7.1
藤沢	48,496	5,790	31,380	11,326	11.9	64.7	23.4	10.9
明治	32,736	4,767	20,641	7,328	14.6	63.1	22.4	7.4
善行	41,453	4,298	25,646	11,509	10.4	61.9	27.8	9.3
湘南大庭	31,269	3,349	17,342	10,578	10.7	55.5	33.8	7.0
六会	36,427	4,557	23,687	8,183	12.5	65.0	22.5	8.2
湘南台	33,499	3,560	23,304	6,635	10.6	69.6	19.8	7.5
遠藤	11,947	1,308	7,706	2,933	10.9	64.5	24.6	2.7
長後	33,425	3,766	20,774	8,885	11.3	62.2	26.6	7.5
御所見	17,876	1,894	10,910	5,072	10.6	61.0	28.4	4.0

資料：住民基本台帳人口（2026年（令和8年）4月1日現在）

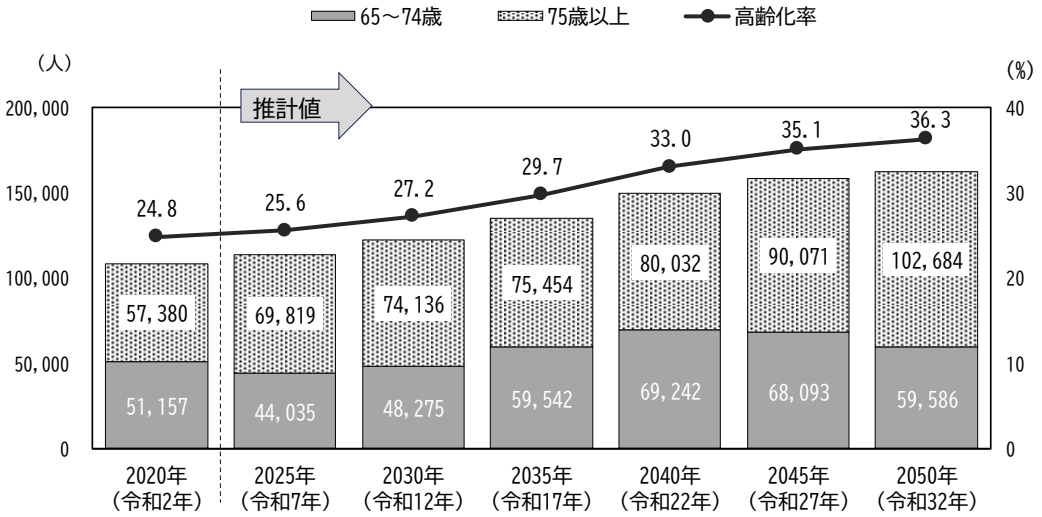
国勢調査に基づく将来人口推計によれば、今後、本市の総人口は2035年（令和17年）にピークを迎え、その後は減少に転じます。年齢3区分別でみると、0歳から14歳の年少人口は減少傾向で推移します。15歳から64歳の生産年齢人口は2025年（令和7年）をピークにその後減少に転じます。一方で高齢者人口は増加傾向が継続し、特に、1970年代前半生まれの「団塊ジュニア」世代が65歳以上に達する2040年（令和22年）に急増する見込みです。

高齢化率は2040年（令和22年）に33.0%、2050年（令和32年）には36.3%となる見通しです。中長期的な視点で見ると、本市も国と同様の状況になることが予測され、今後、これらがもたらす複合化・複雑化する地域生活課題への対策が求められています。

≪藤沢市の３区分別人口の将来見通し≫



≪藤沢市の高齢者数及び高齢化率の将来見通し≫



資料：2022 年度（令和 4 年度）藤沢市将来人口推計から引用

（2020 年（令和 2 年）国勢調査に基づく推計値）

各年 10 月 1 日現在

≪藤沢市の高齢者世帯の状況≫

更新予定

②本計画に関連する条例

本市では、福祉や支えあいに関する取組をいっそう推進するため、近年、本計画と関連する次の条例を制定しています。

藤沢市犯罪被害者等支援条例

犯罪被害にあった人やその家族・遺族が受けた被害の早期回復及び軽減、並びに生活の再建を図り、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、定めた条例です。

条例施行（令和7年10月1日）以降に発生した犯罪等による被害が対象で、条例に基づき、「支援金の支給」、「日常生活支援に要する費用の助成」、「相談支援等」、「住居支援」が受けられます。

ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例

ケアをされる人とケアをする人の声や希望を政策に反映し、「誰一人取り残さない」藤沢をつくることを目指し、定めた条例です（令和６年12月19日公布、令和７年４月１日施行）。

ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、藤沢市ケアラー支援推進計画を策定しています（〇ページ参照）。

更新予定

③藤沢市ケアラー支援推進計画

「ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例」にのっとり、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、藤沢市ケアラー支援推進計画を策定しました（計画策定当初は、2026年度（令和８年度）から2029年度（令和11年度）の４年間。2030年度（令和12年度）以降については、本計画の改定の時期に合わせ、３年ごとに改定していく予定）。

なお、藤沢市ケアラー支援推進計画は本計画の次期中間見直しで一体化する予定です。

藤沢市ケアラー支援推進計画の施策の体系は、3つの基本理念、めざす将来像、そして、４つの基本施策から構成されています。

【3つの基本理念】

①全てのケアラーが、個人としてその意思を尊重され、将来に夢と希望を持って健康で文化的な生活を営むことができるよう支援します。
②ケアをされる人とケアをする家族などに包括的な支援がなされ、市民、事業者、学校、関係機関、民間支援団体など様々な主体が連携して、ケアラーを社会全体で支えることをめざします。
③ヤングケアラー及び若者ケアラーへの支援では、その権利を尊重するとともに、心身の健康な成長と適切な教育を確保し、社会人へ移行するための重要な選択が行われる時期であることを考慮して支援します。

【めざす将来像】

ケアをされる人もする人もどちらも大切にされ、誰からも差別されることなく、夢と希望を持って健康で文化的な自分らしい人生を送ることができる社会

【４つの基本施策】

基本施策１	ケアラー及びケアラー支援に関する理解の促進
基本施策２	ケアラー支援に係る広報及び普及啓発の促進
基本施策３	関係機関等によるケアラーの早期発見と連携の促進
基本施策４	ケアラー支援を担う人材育成の推進

市は計画の総合的推進と協議会の運営を担い、市民・事業者・学校・関係機関等がそれぞれ情報提供、見守り、制度周知、支援連携、人材育成などの具体的役割を果たすことで、個々の事情に応じた継続的かつ切れ目のない支援体制を実現することを目指します。

※ヤングケアラー：ケアラーのうち、18歳未満の者をいいます。
※若者ケアラー　：ケアラーのうち、18歳からおおむね40歳に達するまでの者をいいます。

詳しくは、「藤沢市ケアラー支援推進計画【本編】」をご参照ください。
（https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/koreifu/carer/index.html#keikaku）

④重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4第1項及び第2項）は、既存の相談支援等の枠組みを活かしつつ、属性や世代を問わず、住民の複雑化・複合化した課題に対して一体的に取り組むものです。

本市では、重層的支援体制整備事業事業を円滑かつ計画的に実施するため、重層的支援体制整備事業実施計画2032を策定し、生活困窮、ひきこもり、ケアラーなどの複雑化・複合化した課題に対応するとともに、地域全体のセーフティネットの強化を図るものです。

≪社会福祉法第106条の4第1項及び第2項に定める
重層的支援体制整備事業の構成と本市の対象事業≫

		機能	分野別の対象事業
第１号	イ	**包括的相談支援事業**	【介護】いきいきサポートセンターの運営
	ロ		【障がい】障がい者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第２号		**参加支援事業** 社会とのつながりを回復するために必要な狭間のニーズの受け皿となる支援の提供	
第３号	イ	**地域づくり事業**	【介護】一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障がい】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
			【困窮】生活困窮者等のための地域づくり事業※1
第４号		**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業** 地域社会から孤立した者等に対し訪問等により継続的支援を提供	
第５号		**多機関協働事業** 複雑化･複合化した支援ニーズに対応するため、支援関係者間の連携･調整を図る機能	
第６号		**支援プランの作成**※2	

※1 生活困窮者等のための地域づくり事業は、第３号柱書に含まれます
※2 支援プランの作成は、多機関協働事業における重層的支援会議で実施
※3 本市における各事業の具体的な実施･連携内容については、「4　整備の方向性を実現するための施策（5 つの主軸事業）」に記載しています

≪重層的支援体制整備事業イメージ≫



詳しくは、「藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画2032」をご参照ください。

更新予定

（３）市民や活動団体の意識・意向と課題

①「地域福祉に関するアンケート調査」及び「支えあいの地域づくりに関するアンケート調査」の実施概要

【地域福祉に関するアンケート調査】

■調査実施の目的

地域福祉計画の改定にあたり、地域福祉の現状及び地域での日頃の暮らしの変化、また、これに伴う新たな課題等を把握し、福祉施策を検討する際の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

■調査設計

（１）調査地域　藤沢市全域
（２）調査対象　藤沢市内在住の満15歳以上の方（令和７年10月１日現在）
（３）標本数　4,000人
（４）調査対象者の抽出　藤沢市住民基本台帳より無作為抽出法
（５）調査期間　令和７年11月５日（水）～11月26日（水）

■調査方法

郵送配布、郵送またはインターネットによる回答
（お礼を兼ねた勧奨はがきの発送１回）

■回収結果

（１）標本数　4,000人
（２）有効回収数　2,173票　有効回収率　54.3%
○回答方法別
（郵送　1,440票　構成比　66.3%）
（オンライン　733票　構成比　33.7%）

【支えあいの地域づくりに関するアンケート調査】

■調査実施の目的

藤沢型地域包括ケアシステムの推進に向け、ロードマップなどに沿って2025年度まで推進してきた取組について、評価・検証を行うため、市民の生活実態や、意識・意向、ニーズ等を把握し、施策の計画的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

■調査設計

（１）調査地域　藤沢市全域
（２）調査対象　藤沢市内在住の満15歳以上の方（令和７年４月１日現在）
（３）標本数　4,000人

（４）調査対象者の抽出　藤沢市住民基本台帳より無作為抽出法
（５）調査期間　令和７年10月29日（水）～11月19日（水）

■調査方法
郵送配布、郵送またはインターネットによる回答
（お礼を兼ねた勧奨はがきの発送１回）

■回収結果
（１）標本数　4,000人
（２）有効回収数　2,083票　有効回収率　52.1％
○回答方法別
（郵送　1,373票　構成比　65.9％）
（オンライン　710票　構成比　34.1％）

②「団体等ヒアリング調査」の実施概要

■調査実施の目的
地域福祉を推進するために策定する「藤沢市地域福祉計画」の改定作業及び市独自の取組である「藤沢型地域包括ケアシステム」の評価・検証を進めるにあたり、団体等から日頃の活動で感じている課題や、市の地域福祉行政に関する意見等を把握することを目的として実施しました。

■調査方法
対象団体の規模や活動内容等を踏まえ、グループヒアリング、個別ヒアリング及び書面ヒアリングの方法を適宜選択し、実施しました。
なお、グループヒアリング、個別ヒアリングでは、事前に回収したヒアリングシートを基に、回答内容に応じて柔軟に掘り下げる形で行いました（半構造化ヒアリング）。

■調査時期
令和７年11月～令和８年２月

■調査対象及び調査内容

市内で活動している団体や企業等　22団体

①地域の支えあい

＜主な質問事項＞地域の課題や好事例を共有、将来の展望について

対象	詳細・補足	実施方法
＜協議体＞ ・長後地区 ・藤沢地区 ・辻堂地区	多様な主体が集まり、支え合いの仕組みづくりや課題解決を話し合う場 構成員： 郷土づくり推進会議／地区自治会連合会／地区民生委員児童委員協議会／地区社会福祉協議会／地区ボランティアセンター／地区老人クラブ／地域包括支援センター／障がい者地域相談支援センター／地域の縁側／コミュニティソーシャルワーカー 等（地区による）	グループヒアリング

②専門分野

＜主な質問事項＞近年の動向、分野特有の課題、分野間の連携や今後の取組について

※便宜上の区分のため横断的な意見等もあり

対象	詳細・補足	実施方法
高齢	・藤沢市地域包括支援センター連絡協議会 ・藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会 ・藤沢市訪問介護ステーション連絡協議会	個別 （書面または対面）
障がい	・障がい者地域相談支援センター ・藤沢障害福祉法人協議会 ・障害福祉団体連絡会	
子ども	・藤沢市青少年育成協議会 ・つどいの広場	
防災	・藤沢市防災組織連絡協議会	
更生保護	・藤沢地区保護司会	
市民活動	・藤沢市民活動推進機構	
医療	・藤沢市医師会 ・藤沢市歯科医師会 ・藤沢市薬剤師会	
全般	・藤沢市社会福祉協議会	

③民間事業者 ＜主な質問事項＞事業と地域福祉との接点、事業者としての取組における工夫など		
対象	詳細・補足	実施方法
住まい	・藤沢市居住支援協議会	個別 （書面または対面）
コミュニティ運営	・UR（独立行政法人都市再生機構） ・FujisawaSST マネジメント(株)	
買い物支援 行政連携協定	・イトーヨーカドー湘南台店	

③各種調査からみた課題と方向性

前述しているとおり、地域福祉を推進するために策定する「藤沢市地域福祉計画」の改定作業及び市独自の取組である「藤沢型地域包括ケアシステム」の評価・検証を進めるにあたり、「地域福祉に関するアンケート調査」と「支えあいの地域づくりに関するアンケート調査」、そして、「団体等ヒアリング」を実施しました。

「藤沢市地域福祉計画」は、「めざすべき将来像」、３つの「基本目標」、12の「施策の方向性」が設定されており、地域福祉を進めるための羅針盤として運用されてきました。

一方、「藤沢型地域包括ケアシステム」は、「めざす将来像」、３つの「基本理念」、６つの「重点テーマ」をもとに、地域生活課題等の解決のために必要な基盤整備を進めてきました。

これらの計画・取組はいずれも「地域共生社会の実現」をめざすものであり、相互に補完し合う構造であることから、施策の方向性と実践領域とが交差する点に着目しつつ、複数の調査結果を横断的に整理し、施策の方向性と実践領域とが交差する点を、次のように、６つに抽象化することとしました。

整理軸	主な内容
１　知る・学ぶ・気づく	福祉を理解し、地域の課題に気づく力の形成等
２　育てる	担い手育成・人材確保等
３　つながる	多様な主体間の連携等
４　支える	相談支援・在宅生活支援等
５　続く	支援や暮らしの継続性の確保等
６　備える・整える	環境整備・災害対応・体制構築等

1　知る・学ぶ・気づく

（地域福祉調査）

○情報入手先は「広報ふじさわ」が突出していますが、Ｗｅｂ（市 HP や SNS）からの入手も増加傾向にあります。一方で、10代～30代を中心に、情報がどこにあるか「わからない」とする層が一定数存在します。

○「家族の介護・介助をしている」との回答が10代・20代にもみられ、いわゆるヤングケアラーに該当し得る層の存在が示唆されます。

○地域福祉の推進に向けて行っている取組では、「わからない」が多くの項目で５割を超えており、市民の認知不足が顕著です。

（支えあい調査）

○藤沢型地域包括ケアシステムの推進状況については、13項目中10項目で「わからない」が４割を超えており、認知不足が顕著です。一方で、自治会活動などの地域活動に参加している人や、自身または家族が生活上の不自由を感じた際に地域に気にかけてほしいと考えている人、さらに介護・介助をしている人・受けている人では、「わからない」と回答する割合が相対的に低い傾向にあります。

○近所に「気にかかる人はいない」、「わからない」とする回答が多く、周囲の支援ニーズへの気づきに課題があります。

（ヒアリング）

○地域とのつながりが希薄な独居高齢者や、経済的に困窮し孤立しがちな世帯が増加しており、早期発見や継続的な見守り体制のあり方が多くの団体から課題として挙げられています。

○自治会への非加入や、マンション居住者、転入者など、地域との接点が少ない住民への情報伝達が困難であり、見守り活動の対象外となってしまう世帯が存在します。

○孤独死、消費者被害、詐欺被害の未然防止のため、地域包括支援センターの周知や、医療機関、金融機関、商店、地域住民への情報提供と啓発活動が重要です。

○住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるため、在宅医療の周知、身近に相談できる「かかりつけ医」の推奨、そして医療・ケアの希望を日頃からかかりつけ医や家族と共有する ACP（人生会議）の普及啓発も重要です。

「自分に関係のあること」として実感できるかどうかが認知や関心に影響していると考えられます。今後は、事例を通じた具体的な情報発信や、ライフスタイル・世代に応じた情報提供、地域活動や日常生活の場との接点づくりなどを通じて、施策を「自分事」として捉えられる機会を広げていくことが重要です。

地域の中にある小さな変化や支援ニーズに気づく視点を育み、市民一人ひとりが「地域をみる目」を養っていくことが、早期発見や支えあいの実効性を高めると考えられます。あわせて、異変に気づくだけにとどまらず、必要な手続きや契約の手伝い、日々の困りごとの相談に乗るなど、生活の立て直しまで一貫して寄り添える仕組みを整えていく必要があります。

2　育てる

（地域福祉調査）

〇ボランティア参加意向（既に参加＋今後の意向）は、令和元年・令和4年・令和7年の調査を通じて45%前後で膠着しており、目標の50%には到達していません。

〇「参加したことはないが、今後参加してみたい」という回答が、10代～30代で高い傾向にあり、若い世代が将来の担い手となる可能性があります。

（支えあい調査）

〇地域活動に「参加したことがない」が半数近くを占めており、担い手の裾野が広がりにくそうな傾向がみられますが、地域活動やボランティアでの貢献にも生きがいを感じることがあるという回答もみられます。

（ヒアリング）

〇地域活動への参加意欲の低下や、共働き世帯の増加、定年延長による就労継続など、住民のライフスタイルの変化が担い手不足の背景にあります。地域活動の周知だけでなく、柔軟な参加方法や、活動のメリットを明確に伝える工夫が求められています。

〇会議の委員のようなきっちりとした役割ではなく、企画・イベントにサポーターとして協力できる人材を募ることを検討している団体もあります。特技などを有する住民が、可能な範囲で参画できる仕組みとし、イベントごとに協力を呼びかける柔軟な参加形態を想定するものです。

〇中高生を対象としたボランティア体験や、地域活動で「ありがとう」と言われる経験が、将来の担い手育成につながる可能性も示唆されています。

〇市民活動団体では、担い手の高齢化や後継者不足が課題として顕在化しています。一方で、個人の想いを起点とした新たな団体立ち上げの動きもあります。活動の芽は存在しているものの、継続性の確保が課題です。

〇団地・集合住宅地内で相談機能を担っている専任のスタッフは、居住者の住民主体による活動の立ち上げも行っています。ただ、継続運営に移行できるかが重要なポイントであり、社会福祉協議会の伴走支援や中間支援機能との連携の必要性が示唆されます。

地域活動への参加経験がない層が多くを占める一方で、若年層には将来的な参加意向もみられ、担い手の潜在層は存在しています。参加意欲を高める要素として、「新しい知識・経験を身に付ける機会」や「新たな人との交流機会」が挙げられており、活動が自己成長の場や地域につながる場として認識されることが重要です。

ライフスタイルの変化により従来型の役員・委員中心の参加形態が難しくなっていることを踏まえ、無理のない参加スタイルによる機会の拡充の試行が求められます。また、活動の立ち上げだけでなく継続性を支える中間支援機能のマッチングや利活用も重要です。

3　つながる

（地域福祉調査）

○「地域に支えられていると感じる」割合が横ばいないしは減少傾向となっています。

○自治会の加入率が前回調査よりも減少しています。

○住民の自主的な参加・協力関係を築くために地域主体で取り組むべきことは、「住民間のつながりを広げる機会を創出すること」が最も高くなっていますが、一方で「わからない」と回答した人も同程度いて、意識差がみられます。

○施設や窓口を「知らない」が多くなっています。これは単に施設利用の有無にとどまらず、地域との接点やつながりの入口が十分に機能していない可能性を示しています。

（支えあい調査）

○「どの世代でも安心して気軽に集まれる交流の場所」が不足していると感じる層が多く、日常的に人と接する機会の不足がうかがえます。

○友人・知人への相談は一定程度機能している一方で、社会的孤立をしているとみられる人や世帯も存在しています。

（ヒアリング）

○地域包括支援センター、障がい者地域相談支援センター、社協 CSW、民生委員・児童委員、医療機関、行政など多職種・多機関が連携し、複合課題を持つ世帯への支援や緊急時対応のネットワーク構築は広がっています。

○相談支援機関の認知度向上や、相談につながりにくい本人・家族へのアプローチ、支援終了後の生活環境変化による再支援ニーズへの対応など、切れ目のない伴走支援が重要です。

○商業施設においても、店内での見守りや声かけ対応を通じて、緩やかな支援機能を担っている実態がみられます。

つながる主体は、「市民×市民」、「市民×団体」、「団体×団体」、「専門職×専門職」など、多層的に広がる関係性の構築が期待されます。

交流の場の不足感や自治会加入率の低下、「地域に支えられている」と感じる割合の伸び悩みなどから、地域との接点が弱まりつつある状況がうかがえます。また、施設や窓口を「知らない」とする回答も多く、地域とのつながりの入口が十分に機能していない可能性があります。

一方で、多機関による支援ネットワークは広がりつつあり、商業施設など日常の場においても緩やかな見守り機能が担われていたりもします。

今後は、こうした多様な既存の資源を掘り起こし活用しながら、世代を問わず安心して立ち寄れる交流の場づくりや、困ったときに迷わずつながれる仕組みづくりの深化が求められます。

4　支える

（地域福祉調査）

〇現在の身体状況や家庭状況等で外出を諦めた経験がある人が一定数いて、通院や買い物などの日常生活を支える支援の重要性が示されています。

〇福祉や健康に関することで困ったときの相談相手は、「家族・親族」、「友人・知人」が高くなっていますが、それに続く「行政の窓口（バックアップふじさわなど）」が前回調査よりも増加しています。

（支えあい調査）

〇相談先は「家族・親族」が主となっていますが、公的な「適切なサービスを案内できる相談窓口」へのニーズも高い状況です。身近な関係性に依存する傾向がみられる一方で、専門的支援への円滑なアクセス経路の可視化が課題です。

（ヒアリング）

〇市内の団地・集合住宅地では、専任のスタッフを配置して団地・集合住宅地内に相談機能を内包させることで、従来の管理業務では対応が難しかった高齢者相談への対応力を高めている事例もあります。

〇地域住民が主体となって、認知症カフェやまちかど体操が始まるなど、介護予防や自助・共助への取組が積極的な地域もみられます。これらの活動は、参加者同士の交流や見守りの場としても機能しています。

〇一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、買い物、通院、金銭管理、家事援助、庭の手入れなど、日常生活における支援ニーズが高まっています。特に、坂道が多い地域やスーパー・コンビニが少ない地域では、移動困難や買い物困難が深刻な課題となっています。

〇8050問題やごみ屋敷、セルフネグレクトなど、複合的な課題を抱える世帯が増加しており、本人の承諾が得られないために支援が難しいケースも多くなっています。行政や社会福祉協議会、医療機関、訪問看護ステーションなど多機関が連携し、重層的な支援の必要性が改めて認識されています。

〇移動販売の需要増加や交通空白地の存在から、買い物・移動支援のニーズは確実に高まっています。しかし、ドライバー不足等により供給体制が追いついていない状況があります。

身体状況や家庭状況等を理由に外出を控えたり、地域によっては交通空白地が存在するなど、通院や買い物など日常生活を支える支援の重要性が改めて示されています。また、8050問題やセルフネグレクトなど複合的課題を抱える世帯の増加により、従来の枠組みだけでは対応が難しい事例も顕在化しています。

一方で、団地・集合住宅地内に相談機能が内包されているケースや、認知症カフェ・まちかど体操など住民主体の活動が、介護予防や見守りの場として機能しはじめており、支援が生活の中に組み込まれている実践例といえます。

今後も、生活圏の中に身近な相談機能を整備し、移動・買い物支援等の充実や、多機関が連携した重層的支援体制の強化により、課題が深刻化する前から生活を支える仕組みを構築していくことが重要です。

5　続く

（地域福祉調査）

〇自立した生活が難しくなった場合の備えとして最も不安に感じることは、「急な入院や施設への入所のこと」、「預貯金や生活費の管理のこと」が高い状況です。

（支えあい調査）

〇健康維持のために食事や検診に努めている市民が多く、日常生活の継続に向けた主体的行動はみられます。

〇「安定的に居住を確保できる支援」については「わからない」が多数を占め、住まいの確保といった生活基盤の維持に関する制度の内容や利用可能性が十分に認知されていません。

（ヒアリング）

〇高齢者の健康維持・増進のため、地域包括支援センターが自治会や老人会等のサロンで健康相談、体操、認知症の早期気づきに関する講座などを定期的に実施しています。

主体的に自立した生活を続けようとする意識はみられます。一方で、急な入院や施設入所、生活費管理に対する不安が高く、住まいの安定確保支援については「わからない」とする回答も多いなど、暮らしを支える制度と備えが具体的な将来像として、十分に結び付いていない可能性があります。

今後は、健康づくりや介護予防の取組を継続の基盤として強化するとともに、住まい・医療・生活費管理を含めた将来への不安を、具体的な備えへと結び付けるための支援の道筋を明確にし、早期から相談につながる仕組みを整えていくことが求められます。

6　備える・整える

（地域福祉調査）

〇災害時の備えについて、「特に対策は取っていない」が約１割みられます。

〇災害時における避難支援を「必要とする」は約１割で、70歳以上に多くなっています。

〇自治会加入のメリットとしては、「災害時に住民同士で連携しやすい」が第２位です。

〇成年後見制度の認知度は、前回調査から変わらず、「聞いたことがなく、内容も知らない」がおよそ４人に１人です。

（支えあい調査）

〇「災害時に特に配慮が必要な人への準備や防災意識向上の啓発」について「わからない」とする回答がみられることは、平時からの備えが生活実感として共有されていない可能性を示唆しています。

（ヒアリング）

〇身寄りのない高齢者の入院・入所時の身元保証や、生活費の管理が困難なケースでの後見人制度の利用、司法書士との連携が増加しています。あんしんセンターとの契約に時間がかかるため、地域包括支援センターが一時的に金銭管理を支援する状況も見られます。

〇地域によっては坂道や狭あい道路が多く、高齢者の移動困難や外出機会の減少につながっています。また、スーパーやコンビニエンスストア等の店舗が少ない地域もあり、買い物支援の必要性が示唆されています。さらに、タクシーの予約が困難であることから、行事等への参加を断念せざるを得ないとの声が挙がっている地域もあります。

〇自治会未加入世帯の防災活動ができていないことや、マンションの多い都市部での自主防災組織の活動の弱さが課題としてあげられています。中学生を対象とした防災訓練の推進や、地域特性を活かした活動の促進、防災資機材の整備等を含めた体制強化の必要性が指摘されています。

〇住まいに関する相談件数は増加傾向にあります。その増加の背景としては、借り手側の人口構造の変化に加え、住宅供給量の不足、居住支援法人や相談窓口の認知度向上などが挙げられています。また、住宅供給量の不足と関連して、建物の老朽化に伴う建て替えが進み、借り手側が立ち退きを求められるケースが増えていることによるとの指摘もあります。

様々な備えについて「わからない」あるいは「特に対策は取っていない」状況が一定数あり、平時からの備えの大切さが浸透しきれていません。身寄りのない高齢者の身元保証や金銭管理、住まいの不安定化、移動困難など、生活基盤をめぐる課題も顕在化しています。

今後は、災害対策、権利擁護、住まい確保、移動支援を含めた生活基盤に関する施策を横断的に整理し、平時から機能する支援体制として整備していく必要があります。あわせて、地域特性を踏まえた防災体制の強化や、関係機関との連携強化を通じて、誰もが安心して暮らし続けられる基盤を構築していく必要があります。

3　計画でめざすべき姿

（1）めざすべき将来像

本市では、これまで「自助」、「互助」、「共助」、「公助」をふまえ、計画を進めてきました。「藤沢市地域福祉計画2026」では、この視点を基本とし、めざすべき将来像に、「一人ひとりが主役　共に支えあい　安心して暮らせるまち　ふじさわ」を掲げてきました。

社会福祉法第107条に基づく地域福祉の推進及び地域共生社会の実現は、一朝一夕に成し得るものではありません。そのため、本計画においても、「一人ひとりが主役　共に支えあい　安心して暮らせるまち　ふじさわ」を継承し、引き続き地域福祉の推進を図るものとします。

≪～めざすべき将来像～≫



（2）基本目標

本計画では、これまでの取組の課題と方向性を踏まえ、めざすべき将来像の実現に向けて、３つの基本目標を掲げるものとします。

基本目標１　地域に関心を持ち、行動できる人材づくり

市民一人ひとりが、福祉や地域課題について「知る・学ぶ・気づく」ことを通じて、自分の住む地域や人に関心を持ち、地域で共に生きながら、地域福祉に関する活動に主体的に参加できる人材づくりや専門職の確保・育成を進めます。

また、従来の活動形態に加え、多様な主体や手法による新たな参加・支援の仕組みづくりを進めます。

基本目標２　お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり

身近な地域における多世代交流や、介護予防・生きがいづくりの場づくりに加え、日常生活に密着した居場所の活用など、多様な社会参加の機会を充実させることで、誰もが地域との関わりを持ち、孤独・孤立を防ぎながら、顔の見える関係づくりを進めます。

また、地域団体、社会福祉法人、ＮＰＯ、企業等の多様な主体がお互いに連携・協力を推進し、地域課題の早期発見・早期対応や災害時の支えあいなど、必要な支援や手助けにつながる地域づくりを進めます。

基本目標３　誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

誰もが安心して希望を持って生活ができるよう、様々な困り事を受け止める相談支援体制の充実や、居住支援など生活基盤を支える取組を進めながら、24時間対応可能なAI等を活用したチャット相談などを検討し、必要な支援につながる仕組みづくりを進めます。

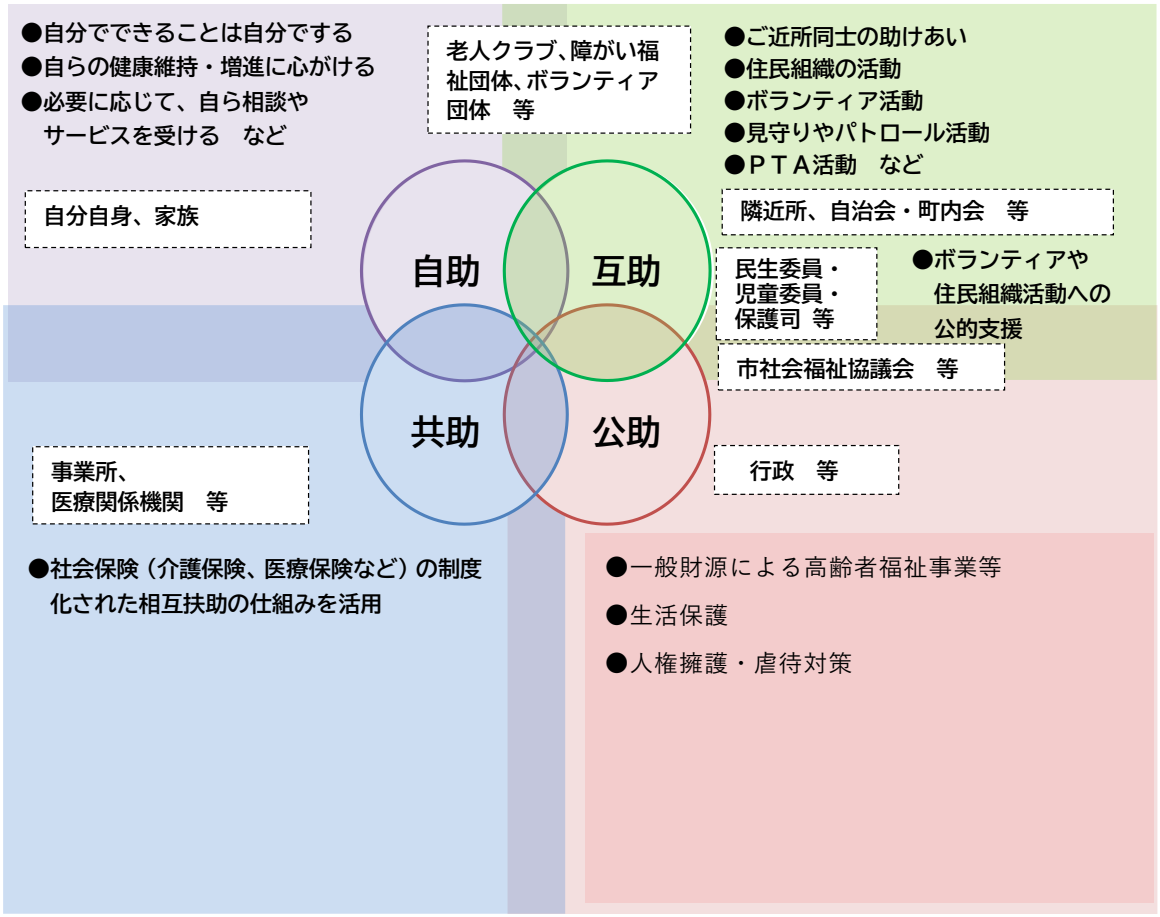
4　地域福祉を推進するための考え方

「地域福祉」とは、住民一人ひとりが地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民や社会福祉関係者、行政等がお互いに連携・協力して、地域生活課題の解決に向けて取り組む考え方です。

「支えあいの地域づくり」に向けて、地域生活課題に対して、自助、互助、共助、公助がお互いに重なりあいながら、年齢、障がい、病気、経済状況、国籍などにかかわらず、誰もが孤独・孤立、排除等から守られ、社会・地域の一員として包み支える「ソーシャルインクルージョン※（社会的包摂）」の考え方を踏まえ、重層的なネットワークを構築していくことが求められています。

行政は、公助で担うべきサービスを提供しつつ、自助、互助、共助の活動を支援することにより、地域福祉を総合的に推進していきます。

≪地域福祉における自助・互助・共助・公助の関係性≫

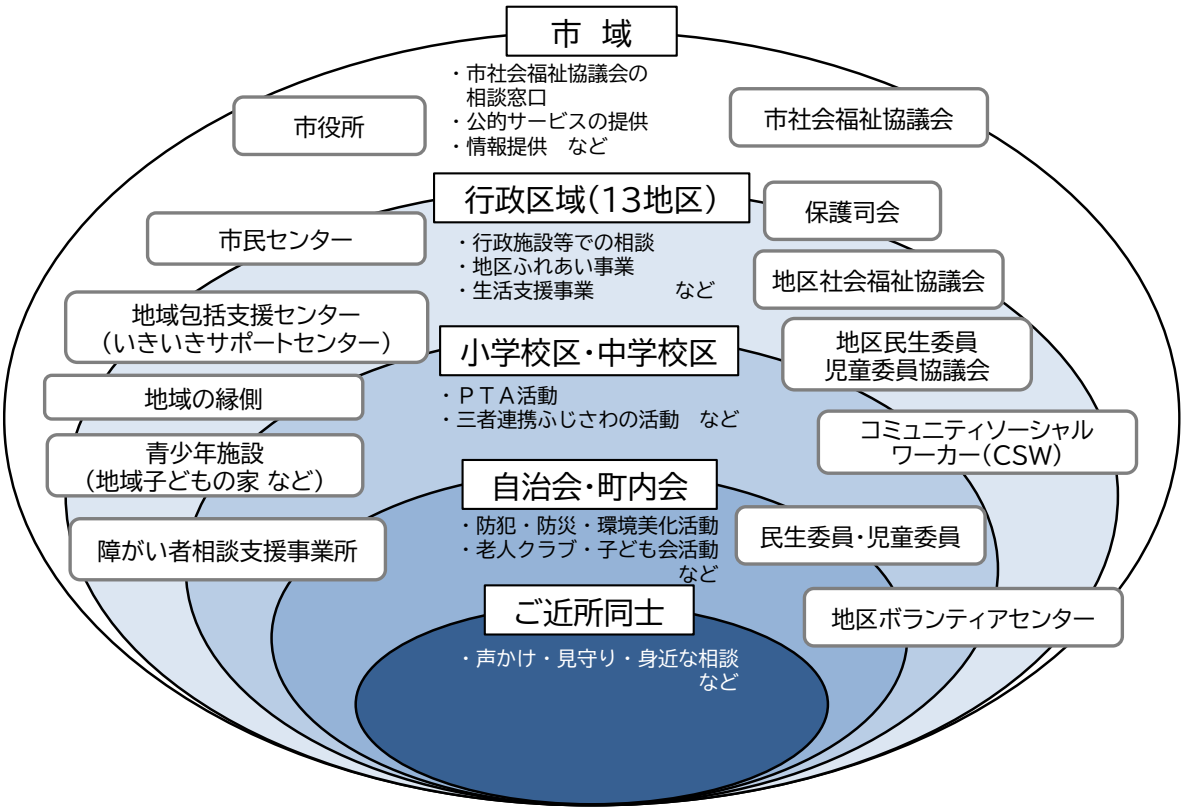


5　圏域のとらえ方

本計画では、地域福祉を推進するための範囲として大きく5つの圏域を設定します。

ご近所同士や自治会・町内会といった範囲から、小学校区・中学校区、市民センターを拠点とした13地区、市域全体といった重層的な圏域で捉えています。圏域ごとの機能や特性を把握し、それぞれの特性が活かせる仕組みや活動の展開を考えていく必要があります。

≪5つの圏域と行政機関・関係団体イメージ図≫



6　地域福祉を担う各主体の役割

めざすべき将来像「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」の達成に向けて、各主体それぞれが多様性を受け止め、認めあいながら、協働・連携して進めていくことが大切です。

1　市民の役割

個人の尊厳が尊重され、多様性を認めあうことができる地域社会をつくり出していくためには、住民参加による地域づくりを推進していくことが重要です。そのためには、まずは身近なところから、お互いの暮らしやできごとに目を向けてみることが大切です。そして、身近な地域の課題について、一緒に関心を持つことからはじめてみましょう。

それぞれのライフスタイルに応じて、地域での集まり、ボランティア活動、デジタル等を活用した情報交換などに、地域の一員として無理なく参加するなかで、お住まいの地域に関心を持ち、地域の課題を自分事として捉え、行政などと連携して課題解決に向け協働する担い手となることが期待されます。

2　市民団体・地域団体の役割

NPO法人、ボランティア団体、老人クラブ、障がい福祉団体などの市民団体及び自治会・町内会、地区社会福祉協議会などの地域団体は、各団体の特性を活かしながら、各々の活動を実践し、地域福祉を推進しています。

特に住民に身近な団体としての特長を活かして地域の課題を把握し、お互いの強みを活かしあう対等なパートナーとして、組織や分野の壁を越えた自由な連携・協働の場（プラットフォーム）を形成すること、さらには市社会福祉協議会や行政との多機関の協働により、地域の課題解決に向けて取り組むことが期待されます。

3　民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、高齢者、障がい者、子ども、子育て世帯、生活困窮者など、援助や支援を必要としている住民の身近な存在として、様々な生活相談を受け、適時、関係機関や福祉サービスにつなげる活動などを行っています。特に、社会的に孤立しがちな世帯の小さなSOSや地域の変化をいち早く捉え、周囲や専門機関へ迅速につなぐ役割がますます重要となっています。また、災害発生時には避難行動要支援者の避難支援や安否確認、住民の避難所生活における相談や支援など、地域を見守る様々な活動を行う重要な役割を担っています。

4 事業者の役割

事業者（医療・介護事業者や医師会・歯科医師会・薬剤師会などの専門職団体を含む）は、地域における重要な社会資源として、福祉・医療サービスの実施や質の確保、情報提供や意識啓発だけでなく、日常の事業活動や業務を通じて、相談者やその世帯が抱える生活課題を把握し、適切な機関と連携しながら支援を行うことで、地域住民に対する重層的なセーフティネットとしての役割を担うことが求められています。

また、民生委員・児童委員や市民活動団体、自治会・町内会など他の主体との連携を図るとともに、行事参加や施設開放などを通じ、地域の一員として積極的に関わる中で、事業者の有する知識や技術、設備などを地域に提供していくことが期待されます。さらに、一般企業においても、店舗や事業所などが住民にとって気軽に立ち寄れる「緩やかなつながりの場」や「居場所」の役割を果たしていくことが期待されます。

これらに加えて、企業、NPO、大学など、地域の多様な主体と連携・協働して、複合化・複雑化する地域生活課題の解決を図り、地域共生社会の一翼を担っていくことが期待されます。

5 市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、地域福祉の推進主体として、住民参加の促進や行政・関係機関、民間事業者等の多様な主体をつなぐネットワークのハブ（結び目）となり、誰もが安心して暮らせる支えあいのまちづくりを担っています。今後も、引き続き、市民の自発的な活動の支援やボランティア・福祉人材の育成、地区社会福祉協議会等への支援を引き続き進めるとともに、権利擁護の推進、各団体や事業者などのネットワークの構築、福祉教育の推進、地域生活課題の解決に向けた事業の実施など、地域福祉の充実に向けた様々な取組を推進していきます。

さらに、行政と協働して、地域福祉活動計画と本計画の連動性を高め、誰一人取り残さない包摂的な地域共生社会の実現に向け、ともに地域福祉を牽引する役割を果たしています。

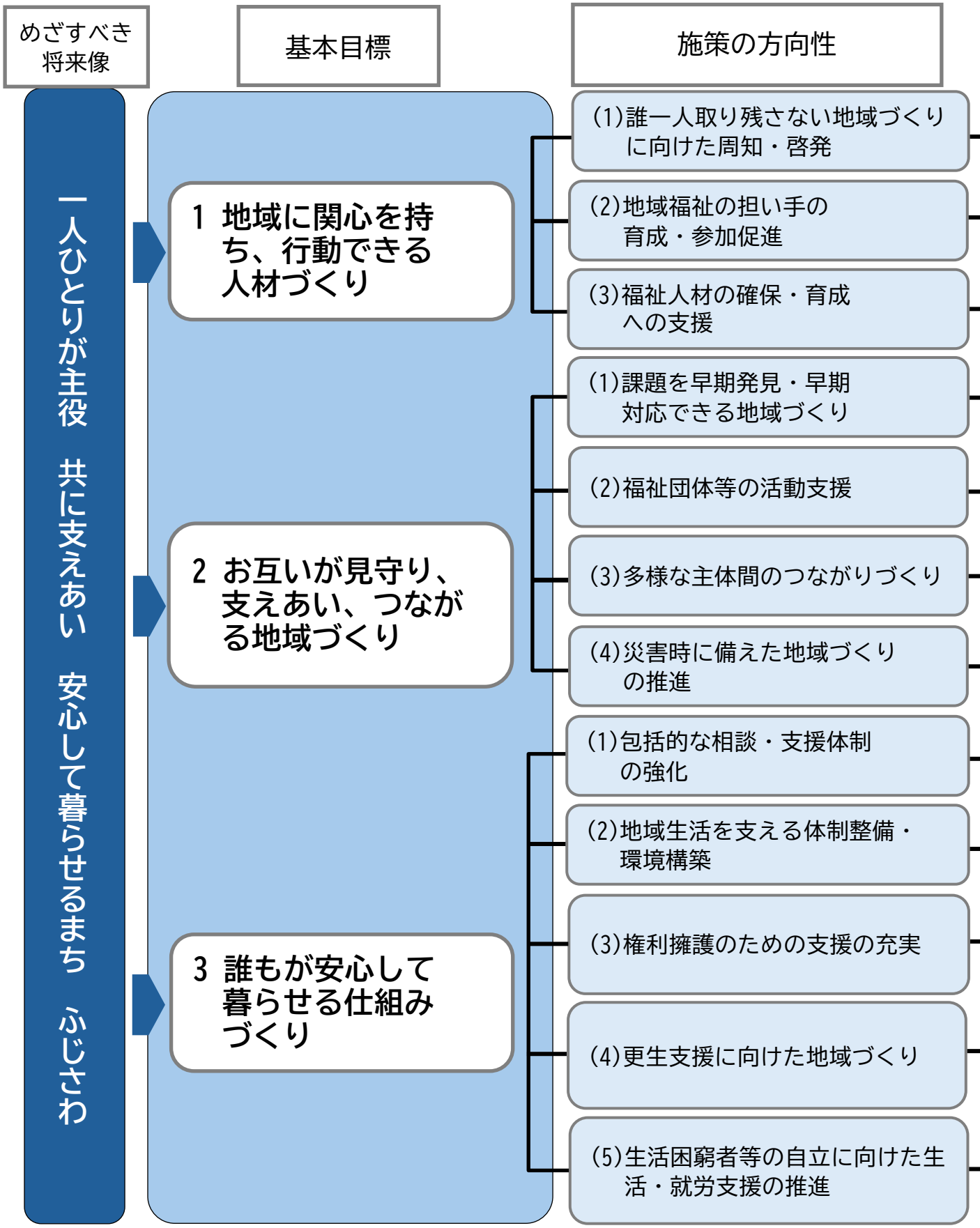
6 市の役割

市は、市民の福祉向上に責任を負う主体として、様々な施策を効率的・効果的、かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に実施する役割を担います。また、市民や関係団体、事業所、市社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉を推進するための基盤整備を進め、地域では解決できない課題に対し、関係機関と連携し、必要に応じた福祉サービスを提供します。

さらに、本庁と13地区の拠点施設である市民センターが連携して、多様な主体が参画する「協議体」や「郷土づくり推進会議」、「地域ケア会議」などの運営及び機能強化を図り、地域住民が自ら暮らす地域の課題を主体的に捉えられるような地域づくりの取組、様々な相談を受け止める場の整備、相談機能の協働・ネットワーク体制づくりなど、包括的な支援体制を整備していきます。

第２章　計画の推進に向けた施策の方向性及び展開

1　計画の体系図


めざすべき将来像
基本目標
施策の方向性
一人ひとりが主役　共に支えあい　安心して暮らせるまち　ふじさわ
1 地域に関心を持ち、行動できる人材づくり
2 お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり
3 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり
(1)誰一人取り残さない地域づくりに向けた周知・啓発
(2)地域福祉の担い手の育成・参加促進
(3)福祉人材の確保・育成への支援
(1)課題を早期発見・早期対応できる地域づくり
(2)福祉団体等の活動支援
(3)多様な主体間のつながりづくり
(4)災害時に備えた地域づくりの推進
(1)包括的な相談・支援体制の強化
(2)地域生活を支える体制整備・環境構築
(3)権利擁護のための支援の充実
(4)更生支援に向けた地域づくり
(5)生活困窮者等の自立に向けた生活・就労支援の推進

施策の展開

ページ番号は確定次第挿入

①介護や子育て、障がい等に対する理解の推進・・・【P】
②地域福祉を学び、体験する機会の提供・・・・・【P】
③わかりやすい情報の提供・・・・・・・・・・・【P】

①地域福祉を支える人材の育成・活動支援の充実・・・・【P】
②地域福祉に取り組む多様な手段・関わり方の創出・・・【P】

①福祉人材の確保・育成への支援・・・【P】

①地域における支えあい・見守り・ネットワークの強化・・・【P】
②誰もが気軽に集える場づくりに向けた支援・・・・・・・【P】
③社会参加の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【P】
④孤独・孤立の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・【P】
⑤ケアラーへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・【P】

①福祉団体等の活動場所の整備・活動支援・・・・・・・・・・・・【P】
②地域におけるボランティアや地域活動を推進する団体の支援・・・【P】

①分野を超えた多様な主体による連携・協働の促進・・・・・【P】
②地域間のつながりづくり・コーディネート機能の強化・・・【P】

①地域における自主防災活動の活性化支援・・・・・・・・・・・【P】
②避難行動要支援者支援体制の強化・・・・・・・・・・・・・・【P】
③災害時における救援ボランティアの受け入れ体制の整備・・・・【P】

①地域における福祉相談の充実・・・・・・・・【P】
②相談支援ネットワークの整備・・・・・・・・【P】
③相談・支援の声を上げやすい環境づくり・・・【P】

①多職種・多機関連携・・・【P】
②生活基盤の整備・・・・・【P】

①権利擁護のための意思決定の支援・・・【P】
②成年後見制度の利用提案促進・・・・・【P】

①地域住民等の関心と理解の醸成・・・・・【P】
②関係機関・団体の支援、連携の推進・・・【P】
③罪を犯した人の自立支援・・・・・・・・【P】

①個々の状況に応じた生活困窮者への包括的な自立支援・・・・・・・・・【P】
②地域全体で支える多様な主体による支援ネットワークの構築・・・・・・【P】

2　施策の方向性及び施策の展開

基本目標１　地域に関心を持ち、行動できる人材づくり

（１）誰一人取り残さない地域づくりに向けた周知・啓発

施策の方向性

市民一人ひとりが支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育むことは、地域共生社会の実現に必要不可欠です。

そのため、市民の皆様が必要な情報にいつでも・どこからでも主体的にアクセスできるよう、身近でわかりやすい情報発信の環境を整えていきます。

また、地域に関する情報に気軽に触れることで地域の関心を高め、イベントや交流の場、地域活動への参加につながるきっかけを創出します。

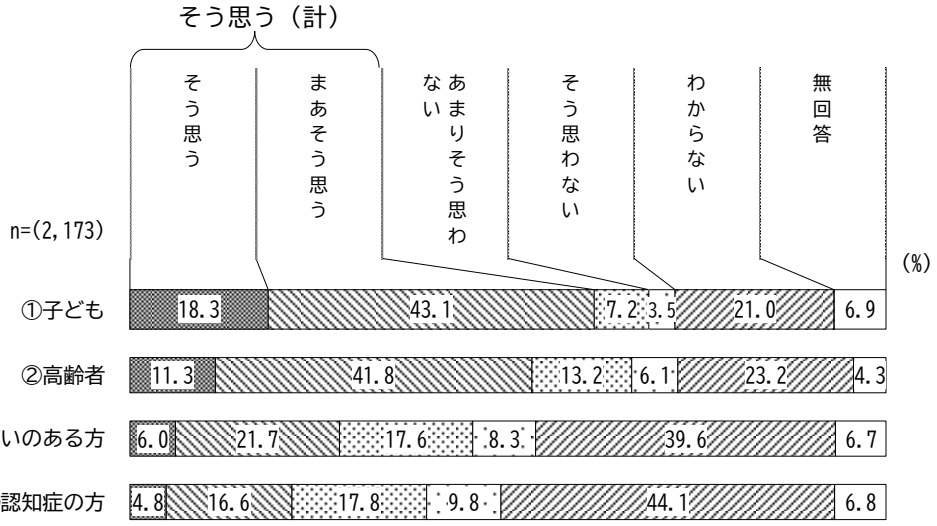
こうした取組を通じて、市民一人ひとりがお互いの生き方や考え方を尊重し、多様性を認めながら支えあう、誰一人取り残さない地域づくりを推進していきます。

現状と課題

子ども、高齢者、障がいのある方、認知症の方が自分らしく暮らせるような環境だと思うかについては、【そう思う（計）】は、「①子ども」が61.4%で最も高く、次いで「②高齢者」が53.1%、「③障がいのある方」が27.7%、「④認知症の方」が21.4%となっています。一方、「わからない」は、「③障がいのある方」と「④認知症の方」で４割前後と高くなっています。

身近に特性のある方がいないことで実感が持てず、「わからない」との回答が多くなっていることが推察されるため、地域福祉に関する意識の啓発を図り、高齢者や障がい者、子ども等が置かれている状況を思いやれる感受性を高める取組が必要です。

≪自分らしく暮らせる環境だと思うかの評価≫



資料：地域福祉に関するアンケート調査

施策の展開

①介護や子育て、障がい等に対する理解の推進

様々な立場や状況の人が暮らす地域において、一人ひとりが地域に目を向け、それぞれの個性を認めあい、偏見や差別意識をなくすことは重要です。

一人ひとりが人権や個人の尊厳を尊重しあえるよう、高齢者、障がい者、子ども及びそのケアを担う者や犯罪の被害を受けた方や過ちからの立ち直りをめざす方等のおかれている状況を自分事として受け止め、誰もが社会の中で自分らしい生活が送れるように、理解し助けあうあたたかい社会をめざします。

あわせて、次世代の社会を担うすべての子どもの権利が守られ、すべての子どもが意見を表明することができる社会を実現するための環境づくりに関しても取組を進めます。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
いきいき長寿プランふじさわ	基本目標１（藤沢おれんじプラン） 認知症について自分ごととして考えられる理解の促進	施策１ 認知症を正しく理解するために認知症の人の声を含めた普及・啓発の実施
ふじさわ障がい者プラン	基本目標１ 障がい理解と権利擁護の推進（心のバリアフリーと権利の尊重）	施策の柱 1-1 心のバリアフリー推進
子ども・若者共育計画	基本目標１ 子ども・若者のライフステージを通した施策の推進	柱１ 一人ひとりの子ども・若者が主役 こどもまんなか社会づくりに向けた取組の推進

更新予定

②地域福祉を学び、体験する機会の提供

誰一人として取り残さない地域づくりに向けて、介護や子育て、障がい等を身近に感じ、一人ひとりが行動に移すきっかけづくりとなる学習や体験する機会が必要です。

インクルーシブ（誰も排除しない）な社会をめざすため、多様性への理解促進、合理的配慮や認知症への理解などに対する福祉教育を充実させます。

地域福祉に関する学習の場や福祉施設等での体験学習の機会を広めるため、学校をはじめとする様々な機関や、関係団体等と連携しながら進めていきます。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
いきいき長寿プランふじさわ	基本目標２（藤沢おれんじプラン） 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進	施策１ 地域における支援体制の整備
ふじさわ障がい者プラン	基本目標１ 障がい理解と権利擁護の推進（心のバリアフリーと権利の尊重）	施策の柱１－１ 心のバリアフリー推進
子ども・若者共育計画	**更新予定** 基本目標１ 子ども若者のライフステージを通した施 策の推進	柱１ 一人ひとりの子ども・若者が主役 こどもまんなか社会づくりに向けた取組の推進 柱２ 多様な体験活動の推進

③わかりやすい情報の提供

誰もが必要な情報を簡単に入手できるようにするため、インターネット（ホームページ、SNS）等、様々な媒体を活用し、年代等に応じた情報提供を行うとともに、世帯配布などで目にとまりやすい広報紙の内容やデザインを工夫し、すべての世代に興味を持ってもらえる紙面にするなど福祉や地域に関する情報周知を促進します。

また、障がい者に配慮した、情報提供の環境整備に取り組みます。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
いきいき長寿プランふじさわ	基本目標２ 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進	施策１ 安心して暮らせる環境整備
ふじさわ障がい者プラン	基本目標１ 障がい理解と権利擁護の推進（心のバリアフリーと権利の尊重）	施策の柱１－１ 心のバリアフリー推進
子ども・若者共育計画	基本目標１ 子ども若者のライフステージを通した施 策の推進	柱５ 子育てしやすい生活環境等の整備

更新予定

（２）地域福祉の担い手の育成・参加促進

施策の方向性

地域生活課題を地域で考え、解決していくためには、地域住民が自分の暮らす地域の担い手として主体的に関わることが重要になります。地域における困りごとは年々多様化しており、支援を必要とする方は増加しています。

そのため、まずは地域で支えあうことの大切さや必要性についての理解を広げるとともに、住民一人ひとりの地域福祉への関心や意識を高め、それぞれの特技や経験、ライフスタイルに合わせて無理のない範囲で始められるボランティア活動の仕組みづくりに取り組みます。誰もが「自分にできること」から気軽に楽しみながら地域活動へ参加できる機会を広げることで、多様な地域福祉の担い手を育成し、支えあいの輪が広がる地域づくりを推進していきます。

現状と課題

ボランティア活動への参加意向は、「参加したことはなく、今後も参加するつもりはない」が44.4％で最も高く、前回の令和４年度調査と比較すると12.2ポイント増加しました。同回答者のおよそ４人に１人が、ボランティア活動に参加する上で支障となることや問題点等で「興味がない」を上げており、こうした無関心層への効果的なアプローチや働きかけが喫緊の課題です。さらに、「参加したことがあり、今後も機会があれば参加したい」という人が10.4ポイント減少しており、参加経験者そのものが減少しているという課題も伺えます。

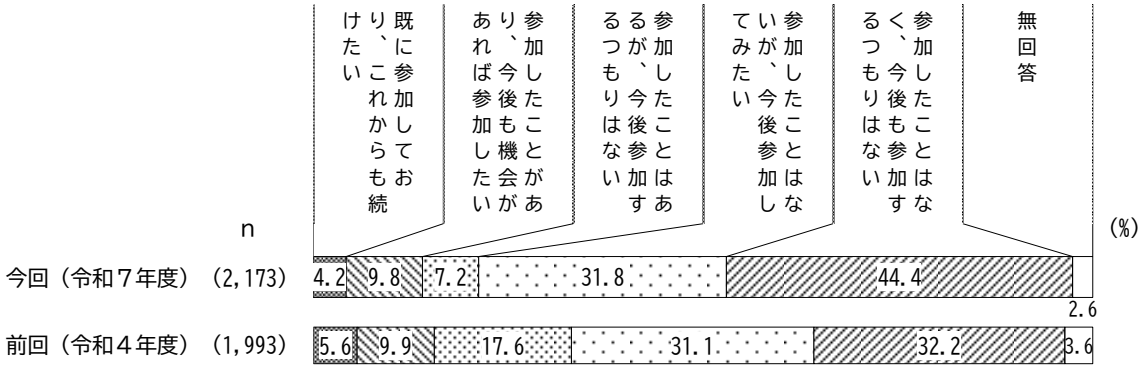
現在、ボランティア活動へ参加していない方にたずねた、ボランティア活動に参加する上で支障となることや問題点は、「参加する時間的余裕がない」が41.4％で最も高く、僅差で「どのような活動が行われているか知らない」が40.3％で続いています。

それらを年代別でみると、「参加する時間的余裕がない」は40代で59.1％と最も高く、30代と50代も５割台となっています。「どのような活動が行われているか知らない」は30代で49.1％、「参加方法がわからない」は20代で37.4％と、それぞれ最も高くなっています。

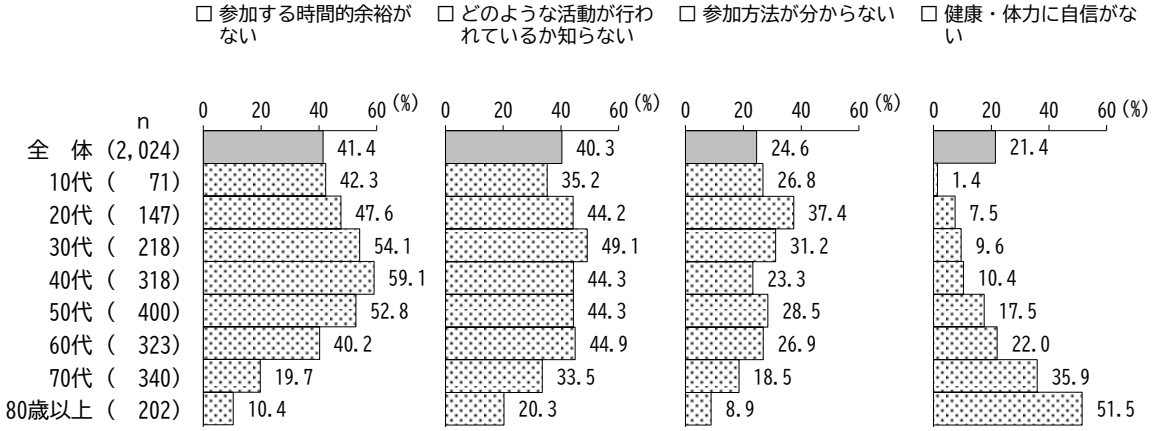
また、ボランティア活動の参加意欲を高めるために求めるものは、「新しい知識・経験を身に付ける機会」が36.7％で最も高く、次いで「新たな人との交流の機会」が35.3％、「交通費等、実費程度の金銭」が22.4％などとなっています。

これらのことから、活動に関する情報不足や参加方法のわかりにくさを解消し、限られた時間でも気軽に参加でき、自己実現や交流が得られるような仕掛けづくりが求められます。

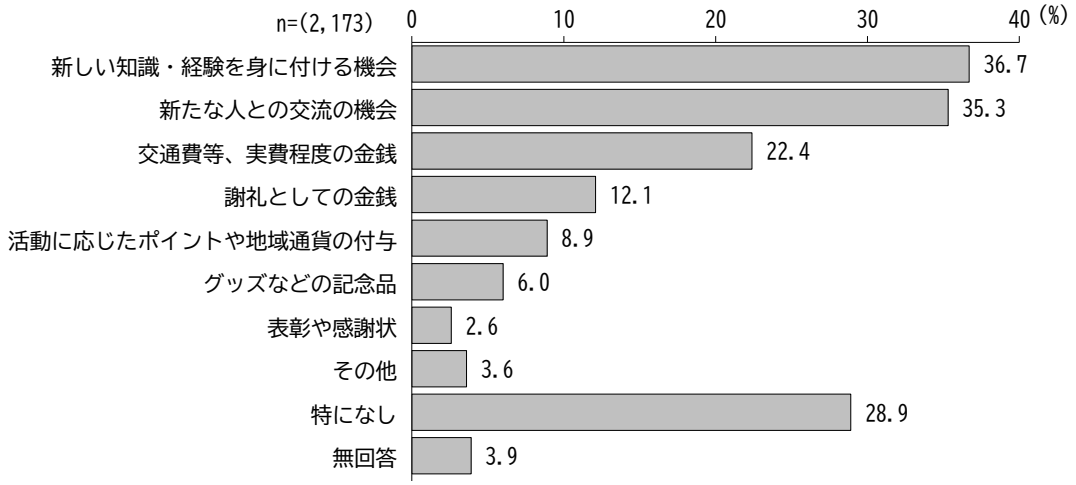
≪ボランティア活動の参加意向と参加意欲を高めるために求めるもの≫



≪ボランティア活動に参加する上で支障となることや問題点（上位４項目）≫



≪ボランティア活動の参加意欲を高めるために求めるもの≫



資料：地域福祉に関するアンケート調査

施策の展開

①地域福祉を支える人材の育成・活動支援の充実

地域福祉を支える重要な担い手の一つとして、自治会や地域のボランティアなどが地域福祉に関わる活動を行っています。地域福祉の推進にあたり、若年層や子育て世代などの積極的な参加が今後の継続的な活動に欠かせません。様々な世代にとって身近に感じることができるイベントや活動の創出など、地域福祉を支える人材の育成に努めます。

また、新たな担い手による地域活動の継続に向けた支援及びこれまでの取組を次世代につなげるために必要な支援を図っていきます。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
いきいき長寿プランふじさわ	基本目標３ いきいきと暮らせる地域づくりの推進	施策１ 地域コミュニティの活性化
ふじさわ障がい者プラン	基本目標２ 情報提供と相談支援の推進（つながる見守る支援ネットワークの形成）	施策の柱２－１ 相談支援体制の充実
子ども・若者共育計画	基本目標１ 子ども・若者のライフステージを通した施策の推進	柱２ 多様な体験活動の推進
	基本目標８ 地域全体で共に支える基盤をつくる	柱１ 子ども・若者や子育てなどを支援する担い手の確保・育成・支援

更新予定

②地域福祉に取り組む多様な手段・関わり方の創出

地域福祉への関わり方は、継続的な活動への参加だけでなく、短時間の協力、イベント時の手伝い、オンラインでの情報共有や発信など、多様であってよいものです。

そのため、住民一人ひとりが自分の生活や経験、得意分野に応じて無理なく関われるよう、地域活動への参加方法や関わり方の選択肢を広げます。あわせて、既存の団体活動だけにとどまらず、柔軟な協力の受け皿や新たな参加のきっかけを増やすことで、地域福祉を支える裾野の拡大を図ります。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
ふじさわ障がい者プラン	基本目標２ 情報提供と相談支援の推進（つながる見守る支援ネットワークの形成）	施策の柱２－２ 他機関連携の強化
	基本目標３ 地域生活の基盤整備（家族の安心と将来の暮らしの確保）	施策の柱３－３ 暮らしの場の確保支援と経済的基盤の安定

更新予定

（3）福祉人材の確保・育成への支援

施策の方向性

近所づきあいの希薄化など、人と人がつながりにくい状況がみられるなか、複雑化・多様化する地域生活課題を解決するためには、市民と多様な主体及び制度をつなぐ専門的な人材の存在が不可欠です。

そのため、市社会福祉協議会をはじめとする関係機関等と連携・協働し、地域福祉のネットワークづくりを牽引するコーディネーターや福祉・保健等の専門職が、その能力を十分に発揮できる環境づくりを支援します。

あわせて、資質向上のための研修機会の充実などを通じて、質の高い福祉人材の安定的な確保と育成を推進します。

現状と課題

生産年齢人口の減少による担い手の減少とともに、社会のニーズの多様化や高度化また社会問題の深刻化に伴う福祉サービスへの需要の増加などにより、全国的にも福祉人材の確保は重要な課題となっています。

市内の介護保険サービス事業所を対象に、過去1年間の採用・離職状況を把握した「介護人材実態調査」の結果をみると、職員の微増傾向はみられるものの、採用者数と離職者数の差が近く、人材確保・定着の難しさが表れています。特に、施設・居住系の非正規職員のみ、離職超過となっています。

≪介護職員数の変化≫

	サービス系統（該当事業所数）	採用者数			離職者数			昨年比		
		正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計
2025	全サービス系統(n=284)	434人	449人	883人	373人	412人	785人	102.7%	101.6%	102.2%
	訪問系(n=96)	102人	169人	271人	93人	128人	221人	101.7%	104.6%	103.5%
	通所系(n=90)	37人	98人	135人	35人	93人	128人	100.7%	101.2%	101.0%
	施設･居住系(n=98)	295人	182人	477人	245人	191人	436人	103.4%	99.1%	101.7%

	サービス系統（該当事業所数）	採用者数			離職者数			昨年比		
		正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計
2022	全サービス系統(n=271)	397人	392人	789人	299人	377人	676人	104.2%	100.6%	102.4%
	訪問系(n=79)	81人	139人	220人	59人	106人	165人	104.5%	104.0%	104.2%
	通所系(n=87)	88人	103人	191人	41人	60人	101人	114.3%	110.0%	111.9%
	施設･居住系(n=105)	228人	150人	378人	199人	211人	410人	101.9%	94.5%	98.8%

（注）「全サービス系統」にはサービス系統不詳の事業所を含めています。また、下表の「合計」には前の職場の場所が不詳の方を含めています。

資料：介護人材実態調査（2026年）

施策の展開

①福祉人材の確保・育成への支援

地域住民の困りごとが多様化する中で、子育て中の親、高齢者や障がい者等の専門分野における支援だけでなく、複合的な課題に対して、様々な視点から課題を整理することや、個別の事例から地域の課題を捉え、地域づくりにつなげられる人材が求められています。

人と人とがつながるための基盤づくりやネットワークを強化するために、市社会福祉協議会をはじめ、様々な関係機関等と協働し人材育成を進めます。また、若い世代や元気な高齢者等、地域活動への意欲は高いものの、これまで参加に結びついていない住民が取り組みやすい機会づくりなどについて検討を進めます。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
いきいき長寿プランふじさわ	基本目標６ 持続可能な介護保険サービスの実現	施策２ 介護人材の確保と介護現場の生産性向上
ふじさわ障がい者プラン	基本目標１ 障がい理解と権利擁護の推進（心のバリアフリーと権利の尊重）	施策の柱１－２ 意思決定支援・権利擁護の徹底
	基本目標３ 地域生活の基盤整備（家族の安心と将来の暮らしの確保）	施策の柱３－２ 専門的支援の確保
子ども・若者共育計画	基本目標４ 学童期・思春期の支援の充実	柱１ 学校がプラットフォームの役割を担った地域社会との協働
	基本目標５ 青年期の支援の充実	柱１ 子ども・若者に対する修学・就労・自立支援の充実

更新予定

基本目標２　お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり

（１）課題を早期発見・早期対応できる地域づくり

施策の方向性

子どもの貧困や、子ども、高齢者、障がい者への虐待といった問題や、自殺や孤立死の要因となる問題、外側からは見えにくい8050問題やひきこもりなどが社会問題となる中、身近な地域における支えあい・見守り・ネットワーク体制の充実はより一層重要です。

周りの人が気づき、声をかけ、適切な支援につなげるとともに、課題を抱える人がためらわずに助けを求められるネットワーク体制の構築を進めます。

そのために、誰もが気軽に集える場づくりへの支援を進めるほか、福祉の枠にとらわれない分野も含めた多様な交流機会にも視野を広げ、専門職、地域団体、民間事業者など様々な主体ともつながり、潜在的な地域課題を地域全体で発見しやすくする地域づくりを推進します。

現状と課題

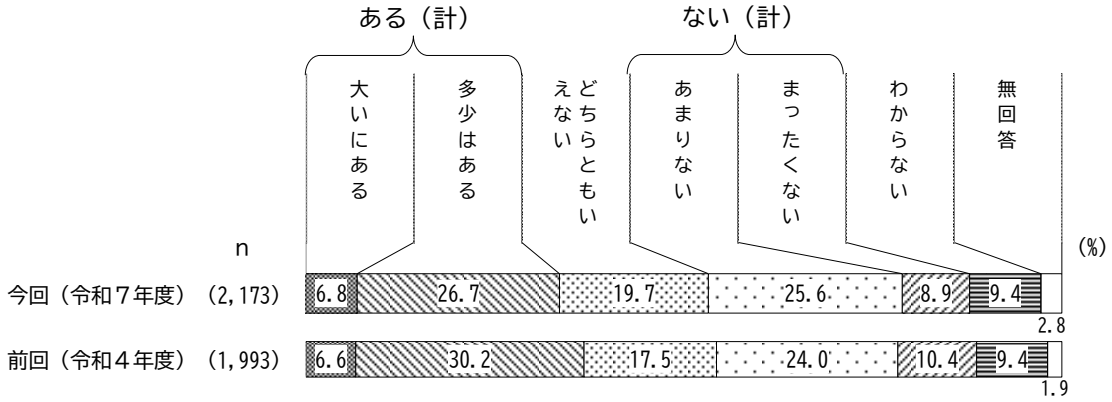
地域に支えられていると感じることが、「大いにある」は6.8%となっていますが、「多少はある」が26.7%で最も高く、これらを合わせた【ある（計）】は33.5%です。一方、「あまりない」(25.6%)と「まったくない」(8.9%）を合わせた【ない（計）】が34.5%です。

居住地域の支えあいに必要だと思う支援は、「日頃の見守り、安否確認の体制」が30.7%で最も高く、次いで「行政や福祉サービスなどの情報の提供」(28.2%)、「日常生活上のちょっとした助けあい（ごみ出し、電球交換等）」(18.9%)などとなっています。

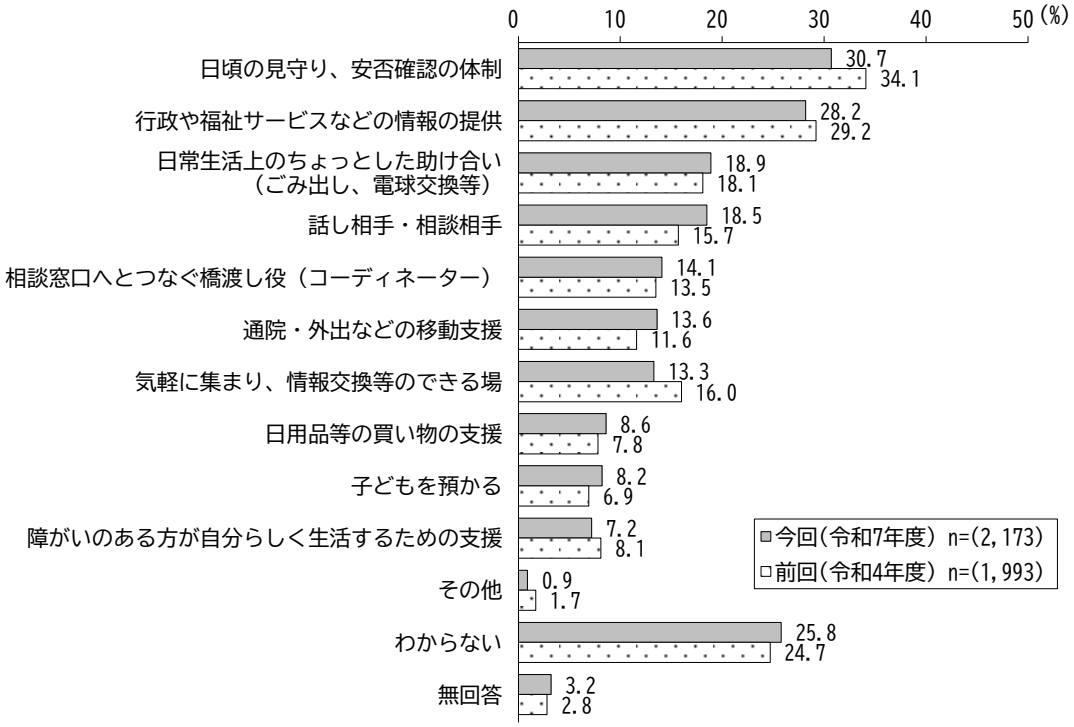
どちらも令和４年度調査から、特に大きな違いはみられません。

これらのことから、支えあいの地域づくりは未だ道半ばであり、周囲の気づきや声かけ、ためらわずに助けを求められるネットワークの構築に向けて、日常生活のちょっとした助け合いや情報提供など身近な課題に対応できるよう、地区ごとのつながりを再構築し、地域全体で支えあう安心の地域づくりが求められます。

≪地域に支えられていると感じること≫



≪居住地域の支えあいとして必要だと思う支援≫



資料：地域福祉に関するアンケート調査

施策の展開

①地域における支えあい・見守り・ネットワークの強化

子どもの貧困や、子ども、高齢者、障がい者への虐待といった問題や、自殺や孤立死の要因となる問題、外側からは見えにくい8050問題やひきこもりなどが社会問題となっており、身近な地域における支えあい・見守り・ネットワーク体制の充実がより一層重要です。支援が必要な方に周りの人が気づくこと、気づいた人が声をかけ、適切な支援につなげること、そして課題を抱える人がためらわずに助けを求められるようなネットワーク体制の構築を進める必要があります。

今後も民生委員・児童委員、地域包括支援センター（いきいきサポートセンター）、市社会福祉協議会をはじめ、地域団体、地域を巡回する民間事業者など、団体や関係機関等の連携を促し、地域における支えあい・見守り体制の構築をより一層推進していきます。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
いきいき長寿プランふじさわ	基本目標１ 不安や困りごとに寄り添う相談支援体制の充実	施策１ 相談支援体制の充実
	基本目標２（藤沢おれんじプラン） 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進	施策２ 見守り体制の整備
ふじさわ障がい者プラン	基本目標２ 情報提供と相談支援の推進（つながる見守る支援ネットワークの形成）	施策の柱２－２ 他機関連携の強化
子ども・若者共育計画	**更新予定** 基本目標２ だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進	柱１ 切れ目ない相談支援の充実と地域づくり 柱５ 子どもの適切な養育に関する支援・児童虐待防止対策の推進
	基本目標４ 学童期・思春期の支援の充実	柱２ 多様なニーズへの対応や社会的自立に向けた教育の推進

②誰もが気軽に集える場づくりに向けた支援

地域の縁側をはじめとした、地域団体や住民等が主体的に活動する場は、地域住民にとって身近な居場所であることから、誰もが気軽に立ち寄り相談できる場として、引き続き、充実に向けた取組を進めていきます。

集い、交流することにより、見えなかった困りごとが表出することや、様々な暮らしに関する不安の解消、情報交換の場としての効果も期待されます。住民の主体的な活動を促進していくために、各種団体等への支援を進めていきます。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
ふじさわ障がい者プラン	基本目標２ 情報提供と相談支援の推進（つながる見守る支援ネットワークの形成）	施策の柱２－２ 他機関連携の強化
子ども・若者共育計画	基本目標４ 学童期・思春期の支援の充実	柱４ 子ども・若者の居場所の充実.

更新予定

③社会参加の促進

誰もが地域の一員として役割や出番を持ち、生きがいやつながりを感じながら暮らせるよう、年齢、世帯構成、就労状況、心身の状態等にかかわらず社会参加しやすい機会を充実させます。

地域活動、交流活動、学びの場、役割を持って関われる場などを通じて、参加の経験を重ねることが、孤立の予防や地域との関係形成につながるよう取り組みます。特に、参加のハードルが高い人にも届くよう、身近な場や日常生活の中で参加できる仕組みを広げ、地域との接点を増やします。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
いきいき長寿プランふじさわ	基本目標３ いきいきと暮らせる地域づくりの推進	施策３ 社会参加活動の支援
	基本目標３（藤沢おれんじプラン） 認知症の人の社会参加の支援	施策１ 社会参加の機会の確保
ふじさわ障がい者プラン	基本目標５ 社会参加と自立の支援（自分らしく生活し、社会とつながる機会の創出）	施策の柱５－２ 様々な活動への参加促進・支援の推進

更新予定

④孤独・孤立の防止

社会全体のつながりが希薄化する中、新型コロナウイルス感染症の影響なども相まって、孤独・孤立の問題はより一層顕在化しています。孤独・孤立はひきこもりや孤独死などの社会問題につながり、誰もがささいなきっかけで陥る可能性があります。

地域のつながりを強くし、声かけやちょっとした見守りなどによって、近所の住民の変化に気づくことで、助けあいや支援機関へつなげることができるようになります。

地域住民同士の交流の機会を醸成することや、困りごとに関する支援機関の認知度を高めることにより、孤独・孤立の防止に取り組みます。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
いきいき長寿プランふじさわ	基本目標２ 安心して暮らせる環境整備	施策２ 安全・安心なまちづくりの推進
子ども・若者共育計画	基本目標４ 学童期・思春期の支援の充実	柱４ 子ども・若者の居場所の充実.
	基本目標５ 青年期の支援の充実	柱１ 子ども・若者に対する修学・就労・自立支援の充実

更新予定

⑤ケアラーへの支援

家族、親族にケアの必要な方がいる場合に、本来大人が担うと想定されている家事やケアを日常的に行うことで、勉強や睡眠、部活動等の時間が十分にとれないといったヤングケアラーの問題や、18歳以上であっても、認知症の方や障がい者を一人で介護している状態や、介護等のために就職をすることを断念したり、家庭内のことであるからと相談をあきらめたりするなど、ケアラーが抱える課題は多岐にわたります。

受けられる支援を知らないことや、自身で抱え込み相談できないことなどから、これらの課題は潜在化しやすくなっており、隣近所などで小さな変化に気づくこと、声をかけあうことが非常に重要となります。

ケアラー・ヤングケアラーへの理解促進・認知度向上に取り組み、課題を抱える方を早期に発見し、適切な支援につなげることで、誰もが個人として尊重され、健康的で文化的な生活を営むことができるよう、行政、市民、事業者、民生委員などの多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのない地域づくりを進めます。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
いきいき長寿プランふじさわ	基本目標５ 医療・介護及び福祉連携による生活支援の充実	施策１ 日常生活の支援
	基本目標６（藤沢おれんじプラン） 相談・支援体制の整備等	施策１ 認知症本人や家族の参画や対話を取り入れた支援体制の整備
ふじさわ障がい者プラン	基本目標３ 地域生活の基盤整備（家族の安心と将来の暮らしの確保）	施策の柱３－１ 地域生活を支える基盤整備
	基本目標５ 社会参加と自立の支援（自分らしく生活し、社会とつながる機会の創出）	施策の柱５－２ 様々な活動への参加促進・支援の推進
子ども・若者共育計画	基本目標２ だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進	柱５ 子どもの適切な養育に関する支援・児童虐待防止対策の推進

更新予定

（２）福祉団体等の活動支援

施策の方向性

地域生活課題を地域で考え、解決していくためには、地域活動の根幹を担う「自治会・町内会」や、住民の身近な相談・つなぎ役である「民生委員・児童委員」など、地域活動団体・人材が主体的に活動できる環境が不可欠です。

しかし現在、自治会・町内会の加入率の低下や、民生委員のなり手不足、ライフスタイルの変化にともなう活動負担の増大など、持続可能性に向けた課題が生じています。

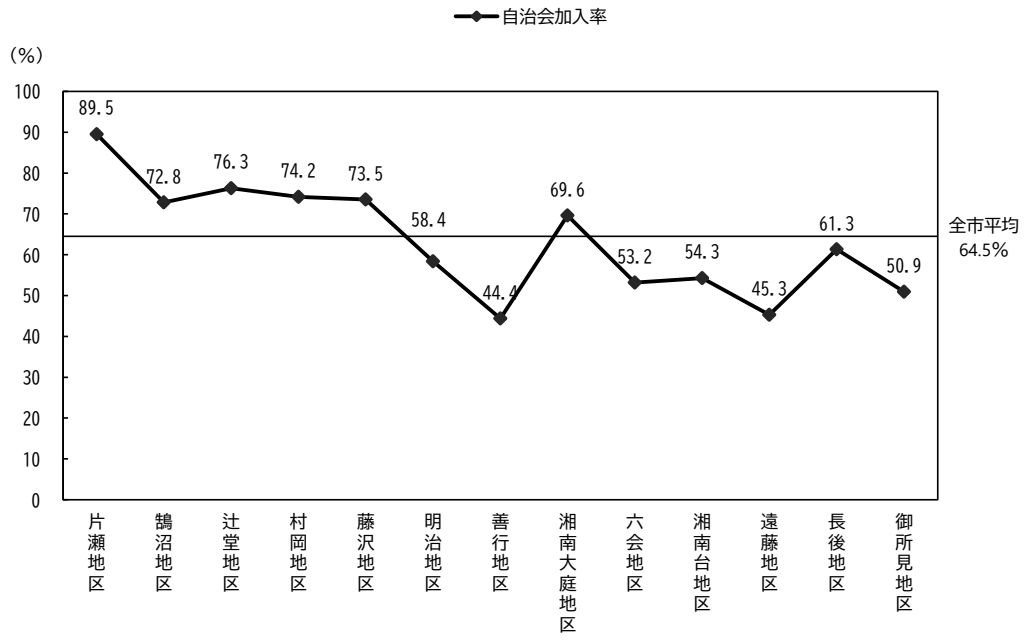
そのため、市民が広く地域活動を知り、興味を持つきっかけづくりを進めるとともに、各団体の負担軽減や活動しやすい環境づくり、新たな担い手の確保に向けた周知や研修など、多角的な支援に取り組み、地域福祉の基盤を強固にしていきます。

現状と課題

地縁によるコミュニティの衰退が全国的な問題とされている中、本市の自治会・町内会加入率は2024年９月時点で64.5%と年々下がっていること、役員等を担う負担感を理由とした退会が増加していることなど、厳しい状況にあります。行政区域（13地区）別にみると、加入率が約90%の地区から40%台の地区があり、地域的な差がみられます。

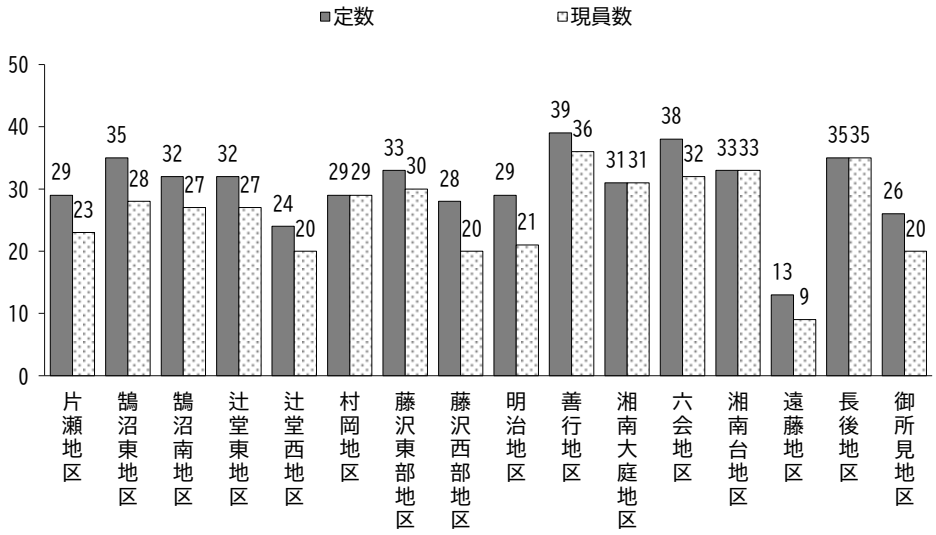
また、民生委員・児童委員は、令和７年度に一斉改選が行われました。区域（16地区）によっては、欠員が生じている地区もみられます。

≪自治会加入率≫



資料：令和７年度　自治会・町内会ハンドブック（2024年９月１日現在）

≪民生委員・児童委員数≫



資料：民生委員一斉改選結果の統計表

施策の展開

①福祉団体等の活動場所の整備・活動支援

様々な福祉団体の活動がさらに発展できるよう、地域福祉活動の場を確保し、活動の活性化につなげます。また、引き続き、福祉団体の活動を推進するため環境整備に取り組み、福祉団体が継続的に活動できるよう、意見交換を行い課題の共有を図る等、支援を行います。

また、障がい者等による文化芸術活動の推進に取り組む団体に対する活動支援などを通じて、そのような活動を推進し、自己表現の場を広げ、地域の多様な人々をつなぐことにより、共生社会の実現をめざします。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
ふじさわ障がい者プラン	基本目標５ 社会参加と自己実現の支援（自分らしく生活し、社会とつながる機会の創出）	施策の柱５－２ 様々な活動への参加促進・支援の推進

更新予定

②地域におけるボランティアや地域活動を推進する団体の支援

地区ボランティアセンターをはじめとする地域団体によるボランティア活動や、NPO法人（特定非営利活動法人）等の団体は、地域の担い手として期待が高まる中、活動の安定性、継続性、発展性がより一層求められています。引き続き、ボランティアや地域活動を推進する団体への支援を行います。

また、地域団体同士の情報交換や、他の地域活動の事例を共有する機会を増やすことで、活動全体の活性化を図っていきます。同時に、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や地域包括支援センター（いきいきサポートセンター）などの専門職と、地域団体等の連携を促すことで、地域のネットワークづくりを支援していきます。

さらに、ボランティア等に参加する人を増やすためにも、ふじさわボランティアセンターや、チームFUJISAWA2020を活用してボランティア等に関する周知活動を展開し、福祉団体等が抱える「担い手不足」などの課題の解決に向けた支援の充実を図ります。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
いきいき長寿プランふじさわ	基本目標３ いきいきと暮らせる地域づくりの推進	施策３ 社会参加活動の支援
ふじさわ障がい者プラン	基本目標５ 社会参加と自立の支援（自分らしく生活し、社会とつながる機会の創出）	施策の柱５－２ 様々な活動への参加促進・支援の推進
子ども・若者共育計画	基本目標１ 子ども・若者のライフステージを通した施策の推進	柱２ 多様な体験活動の推進
	更新予定 基本目標８ 地域全体で共に支える基盤をつくる	柱１ 子ども・若者や子育てなどを支援する担い手の確保・育成・支援 柱２ 地域活動の支援とネットワークづくり

（3）多様な主体間のつながりづくり

施策の方向性

生活困窮対策や孤独・孤立対策、ごみ屋敷問題など、単一の分野にとどまらない複雑・複合化した地域生活課題が顕在化してきており、こうした地域住民が抱える困りごとが、これまでの取組や既存の支援では解決に結びつけることが難しい場合、行政あるいは多様な主体が、互いに協働するマルチパートナーシップによる取組を推進することが必要です。

支えあいや助けあいによる安全・安心な地域づくりに向けて、民間事業者等と「地域見守り活動に関する協定」を締結するほか、地域生活課題を共有し、住民組織の育成や資源の調整を担う福祉担当職員（第2層生活支援コーディネーター）が中心となり、民間事業者が自主的に運営する地域の相談場所等（地域食堂や企業の相談スペースなど）の拠点ともタッグを組み、住民に最も身近な相談体制の充実を図ることを検討します。

そして、これらの拠点が孤立することのないよう、市民活動の中間支援組織と連携して多様な市民活動や地域資源とのマッチングを図るほか、一人ひとりの状況に寄り添い直接的な支援を行うCSW（第2層生活支援コーディネーター）などの福祉専門職が密接に連携し、バックアップ（後方支援）を行うことで、市民にとって効果的な支援につながる関係づくりを進めます。

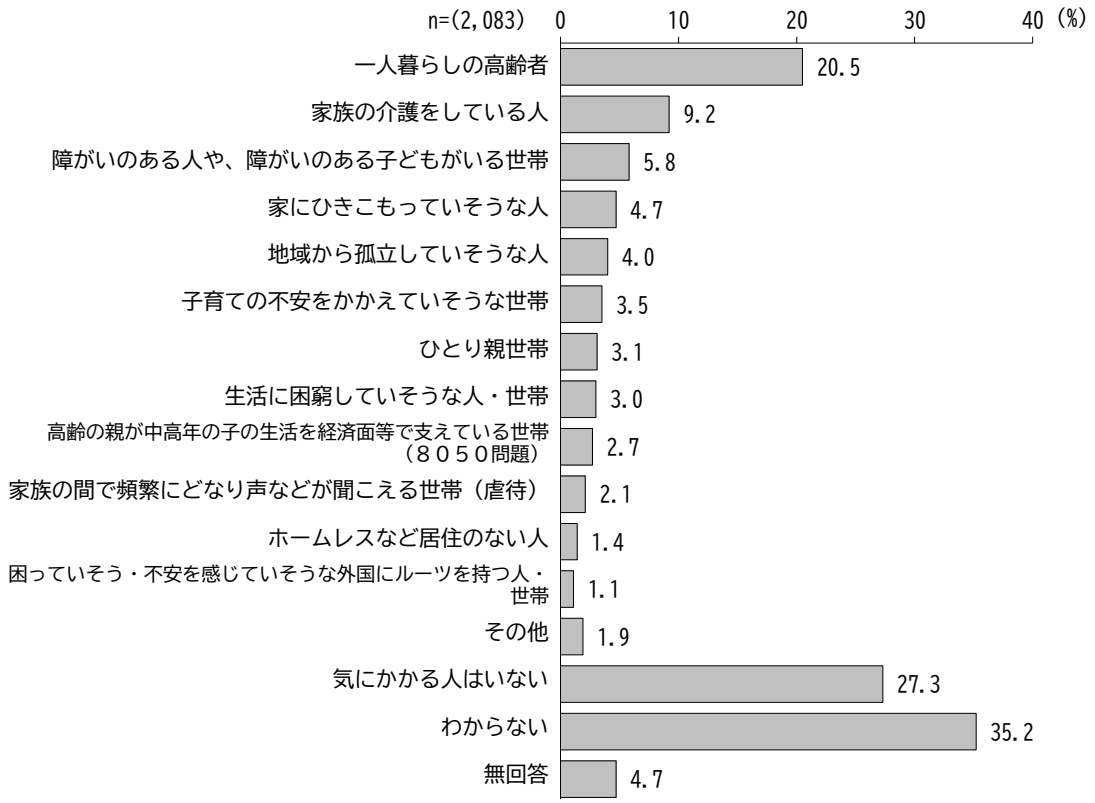
現状と課題

近所等における気にかかる人や世帯の有無では、気にかかる人がいる中では、「一人暮らしの高齢者」が20.5%で最も高く、次いで「家族の介護をしている人」が9.2%となっています。

「気にかかる人はいない」（27.3%）、「わからない」（35.2%）という回答が高く目立つものの、誰一人取り残さないという観点に立てば、割合としてはわずかであっても、地域の中に「家にひきこもっていそうな人」、「地域から孤立していそうな人」、「生活に困窮していそうな人・世帯」といった課題を抱える人・世帯が確実に存在している事実を見落としてはなりません。

ヒアリング調査からは、「地域包括支援センター、障がい者地域相談支援センター、社協CSW、民生委員・児童委員、医療機関、行政など多職種・多機関が連携し、複合課題を持つ世帯への支援や緊急時対応のネットワーク構築は広がっている」（25ページ参照）という現場の声もあることから、こうした現場の強みを活かし、関係機関の縦横な連携を一層深化させながら、困ったときに、相談者も支援者も迷わずつながれる仕組みの構築が求められています。

≪近所等における気にかかる人や世帯の有無≫



資料：支えあいの地域づくりに関するアンケート調査

施策の展開

①分野を超えた多様な主体による連携・協働の促進

地域で活動している様々な団体等が、他団体と情報交換・意見交換を行うなど、福祉団体間で連携ができる機会づくりを進めます。

また、一人ひとりのニーズや様々な生活上の困難を受け止めるためには、身近な地域やコミュニティでのつながりの機会が大切です。様々な活動主体が活動しやすく、活動主体同士が円滑に連携・協働しやすいような環境づくりを進めていきます。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
いきいき長寿プランふじさわ	基本目標４ 健康づくりと介護予防、自立支援・重度化防止の取組	施策３ 介護予防、自立支援・重度化防止の取組
	基本目標５ 医療・介護及び福祉連携による生活支援の充実	施策２ 在宅医療・介護連携の推進
ふじさわ障がい者プラン	基本目標２ 情報提供と相談支援の推進（つながる見守る支援ネ**更新予定**形成）	施策の柱２－２ 他機関連携の強化
子ども・若者共育計画	基本目標４ 学童期・思春期の支援の充実	柱１ 学校がプラットフォームの役割を担った地域社会との協働
	基本目標８ 地域全体で共に支える基盤をつくる	柱２ 地域活動の支援とネットワークづくり

②地域間のつながりづくり・コーディネート機能の強化

地区ごとに人口構成や地域資源、活動状況が異なる中で、それぞれの地域の特性や課題を踏まえながら、地域間の情報共有や実践の横展開を進めます。

また、地域の団体、事業者、専門職、行政などをつなぐコーディネート機能を強化し、個別の地域だけでは解決しにくい課題にも対応できるよう、広域的・横断的な連携を促進します。

こうした取組を通じて、地域内外の支えあいの資源を結び直し、課題に応じて必要な関係者がつながる仕組みを整えます。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
いきいき長寿プランふじさわ	基本目標４ 健康づくりと介護予防、自立支援･重度化防止に向けた支援	施策３ 介護予防、自立支援･重度化防止の取組
ふじさわ障がい者プラン	基本目標２ 情報提供と相談支援の充実（つながる見守る支援ネットワークの形成）	施策の柱２－１ 相談支援体制の充実
子ども・若者共育計画	基本目標８ 地域全体で共に支える基盤をつくる	柱２ 地域活動の支援とネットワークづくり

更新予定

（４）災害時に備えた地域づくりの推進

施策の方向性

災害発生時やその後の避難生活において、避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に進めるためには、日常のつながりを災害時にも活かす「フェーズフリー」の視点が重要です。これはモノやサービスに限らず、日頃の地域での助けあいや孤独・孤立を防ぐ取組が、そのまま災害関連死の防止や被災後の生活支援につながるという考え方です。

災害時や緊急時に住民同士が支えあえるよう、引き続き地域における防災意識を高める取組を進めるとともに、「個別避難計画」の作成・活用や、地域ごとの特性に応じた「地区防災計画」の策定などを視野に入れ、各地域における避難支援体制の実効性を高めていきます。

現状と課題

居住地域の防災訓練への参加状況は、「参加したことはない」が58.4%で最も高く、次いで「過去に参加したことはあるが、今年は参加していない」が29.7%となっています。このことを近所の方とのつきあい方別でみると、「参加したことはない」は「つきあいがほとんどない」人で86.8%となっており、日頃の近所づきあいがないと防災訓練への参加割合も低いことがわかります。

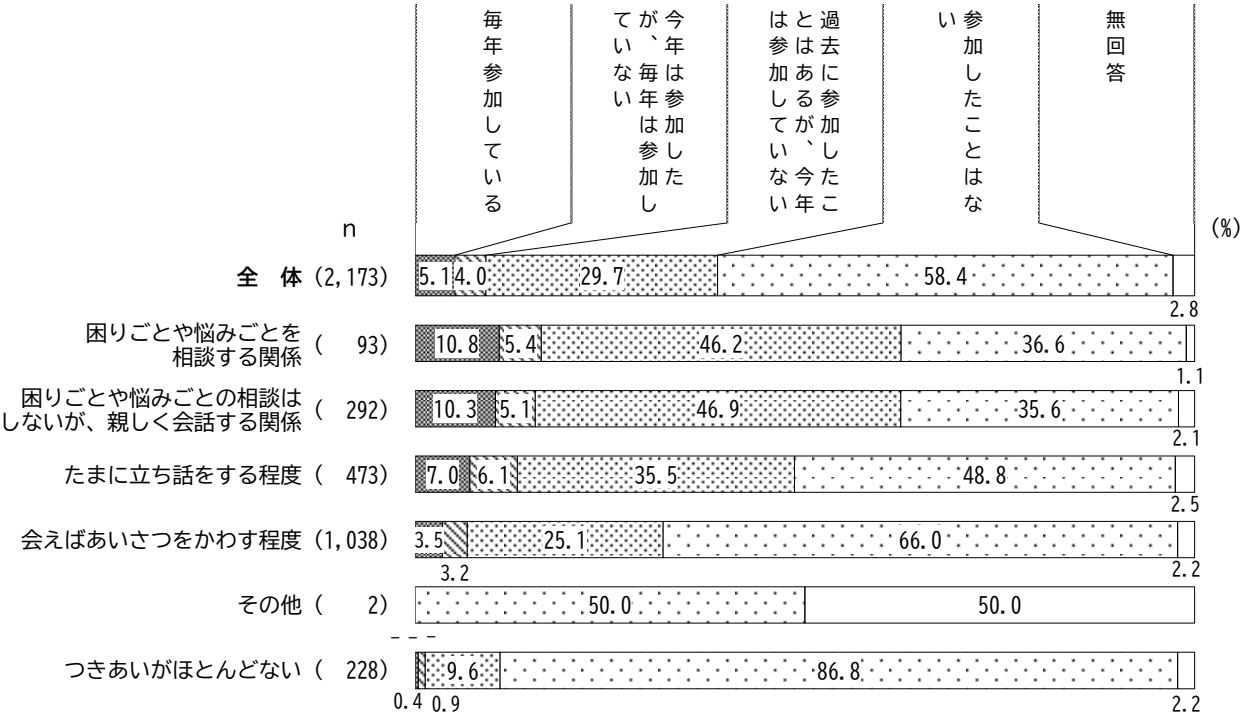
災害に備えている対策は、全体では、「食料・飲料水、日用品、医薬品などを準備している」が57.4%で最も高く、次いで「停電時に作動する足元灯や懐中電灯などを準備している」が50.7%となっています。ただし、災害時における支援の必要性別でみると、上位８項目中５項目で、災害時における支援を「必要としていない」人のほうが、支援を「必要とする」人よりも高く、本来であれば手厚い備えが必要な層において、日頃の備えが進んでいないという課題がみられます。

また、近隣の避難行動要支援者に協力できると思うことは、「安否確認」が60.9%で最も高く、次いで「避難所などへの誘導、移動支援」が43.6%となっています。

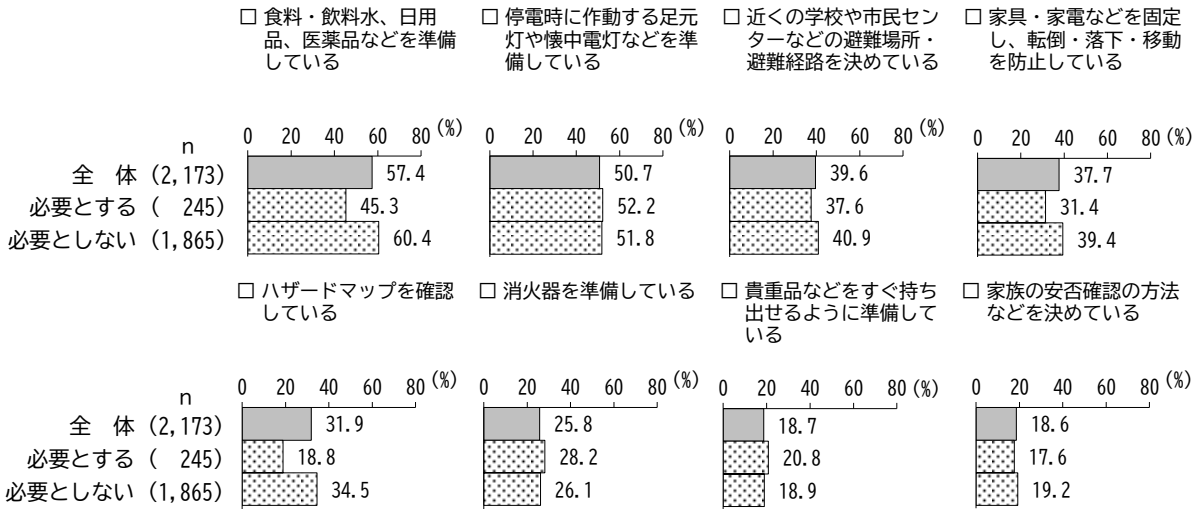
一方、近年の災害では、障がいのある人、介護が必要な高齢者、乳幼児等の要配慮者が、避難所での生活に困難を抱え、安心して過ごせる避難先をどう確保するかが課題であると指摘されています。さらに、避難生活が長期化する中で、持病の悪化や心身の不調など、健康面への不安にどう対応していくかも重要な課題です。

これらのことから、日頃の近所づきあいをきっかけとして、支援が必要な人の事前準備（予防対策）を周囲が手伝い、有事には住民同士の協力意欲がスムーズに発揮されるような、日頃の暮らしと地続きになった支えあいの体制構築が求められます。あわせて、避難後の生活の場の確保や健康面への配慮まで見据えた備えを進めていく必要があります。

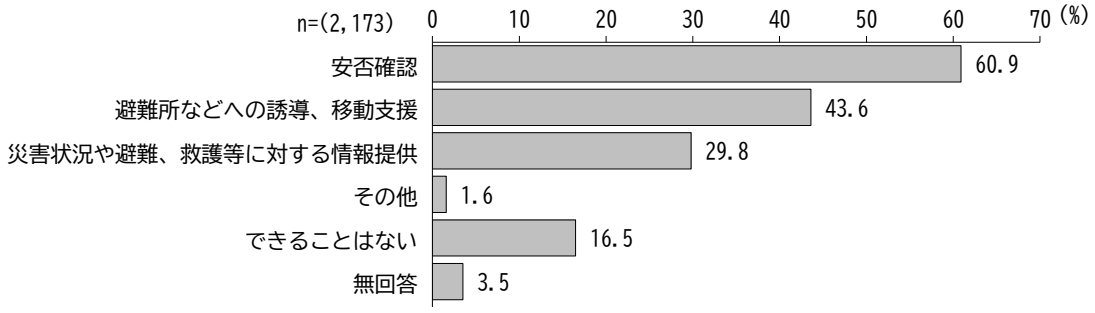
≪居住地域の防災訓練への参加状況（近所の方とのつきあい方別）≫



≪災害に備えている対策（災害時における支援の必要性別　上位８項目）≫



≪近隣の避難行動要支援者に協力できると思うこと≫



資料：地域福祉に関するアンケート調査

施策の展開

①地域における自主防災活動の活性化支援

災害時は、自分や家族の安全確保をすることが最優先ですが、そのうえで、身近な住民が互いに支援しあう仕組みをつくっておくことが重要です。

特に、地域での支えあいや助けあいが不可欠な災害時への備えとして、公的支援が届くまでの近隣住民による助けあいの仕組みを、平常時から地域の中で確認し、一人ひとりがその仕組みを把握しておくことができるよう、地域の自主防災活動等の活性化支援に取り組みます。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
いきいき長寿プランふじさわ	基本目標２ 安心して暮らせる環境整備	施策２ 安全・安心なまちづくりの推進
ふじさわ障がい者プラン	基本目標６ 緊急時の安全確保（命と暮らしを守るセーフティネット）	施策の柱６－１ 安全・安心の確保

更新予定

②避難行動要支援者支援体制の強化

要介護認定者や重度の障がい者など、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援が必要です。災害時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に進められるよう、平常時からの支援体制を強化します。

また、避難行動要支援者及びその支援方法について、すべての人が助けあいのイメージをもつことができるよう、引き続き、地域団体関係者をはじめとした市民へ普及啓発を行います。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
いきいき長寿プランふじさわ	基本目標２ 安心して暮らせる環境整備	施策２ 安全・安心なまちづくりの推進
ふじさわ障がい者プラン	基本目標６ 緊急時の安全確保（命と暮らしを守るセーフティネット）	施策の柱６－１ 安全・安心の確保

更新予定

③災害時における救援ボランティアの受け入れ体制の整備

市社会福祉協議会、NPO法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク及び市との三者協定に基づき、災害救援ボランティアセンターの開設からボランティアの受け入れまでを迅速かつ円滑に行うことができるよう、平常時から市総合防災訓練や各地区総合防災訓練などで開設訓練等を実施し、関係機関との連携を強化します。

また、災害時の福祉避難所設置や避難所での必要な支援について検討を進め、災害に備えた体制を整備します。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
	更新予定	

基本目標３　誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

（１）包括的な相談・支援体制の強化

施策の方向性

地域には、相談窓口が多数あることから、各相談窓口は、受けた相談内容に応じて他の窓口や関係機関等と連携し、相談者にとって適切な支援につなげることが必要です。この連携体制をより確固たるものにするため、市民センターへ福祉専門職を配置し、CSWやバックアップふじさわと連携することで、福祉総合相談支援の機能底上げを図ります。

また、相談者の困りごとに対して適切に対応するために、相談者だけでなくその世帯全体にも目を向けることが重要であることから、各相談機関や関係機関が相互に連携し、包括的に相談支援に向けた体制の整備をより一層進めます。

さらに、これまでの対面や窓口での相談にこだわらず、デジタル技術等を活用することで、時間や場所の制約を受けにくい柔軟な相談方法を導入し、誰もがためらわずに相談・支援の声を上げやすい環境づくりを進めます。

現状と課題

生活や福祉に関する相談や悩みごとの解決が難しい場合に相談するところとしては、「家族・親族」が72.4%で最も高く、次いで「友人・知人」(44.5%)、「専門の相談機関や行政機関（各種の支援センターや市役所・市民センターなど)」(37.7%)となっています。

また、「インターネットやＳＮＳでの相談窓口（メール・チャット・ＳＮＳなど)」が14.9%、「生成AI（ChatGPT、GeminiなどのAIツール)」が9.6%みられます。

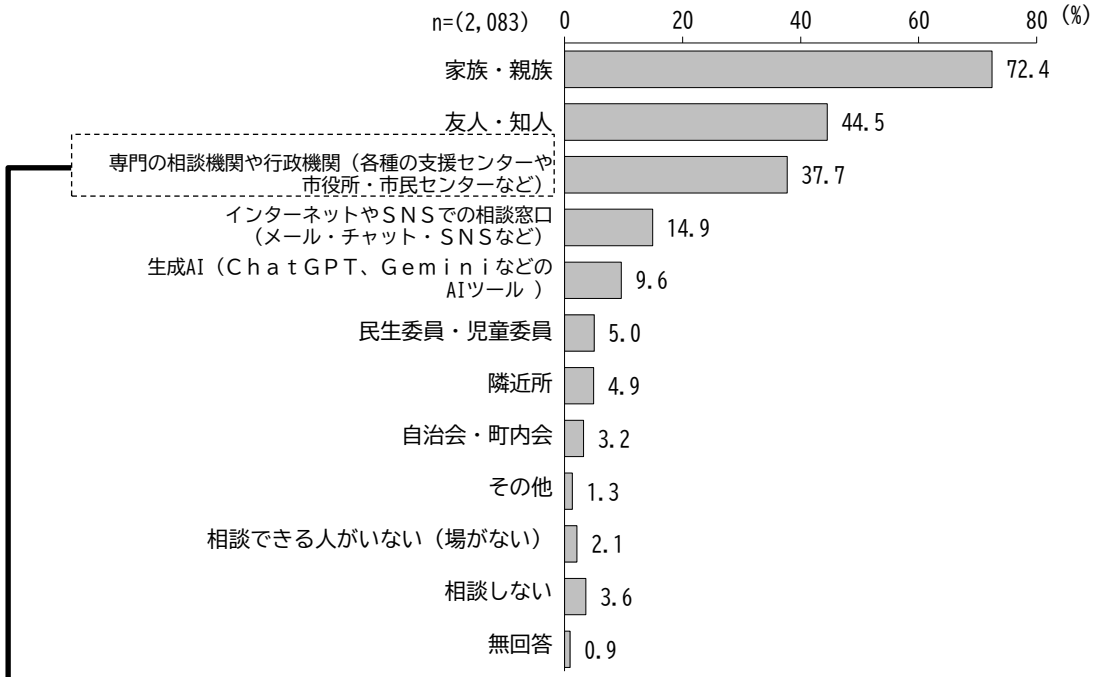
「専門の相談機関や行政機関（各種の支援センターや市役所・市民センターなど)」について、実際の具体的な相談先をたずねたところ、「行政の窓口（市役所や市民センターなど)」が61.2%で最も高く、次いで、「地域包括支援センター（地域の高齢者相談支援事業所)・ケアマネジャー」(47.3%)、「医師・看護師・薬剤師・歯科医等」(26.6%)、「介護保険や障がいサービスの福祉施設・サービス提供事業者」(22.0%)となっています。

これらのことから、生活や福祉の困りごとに対して、家族や友人といった身近な存在、さらにはSNSや生成AIといった多様な手段が相談の入り口として機能している現状が伺えます。

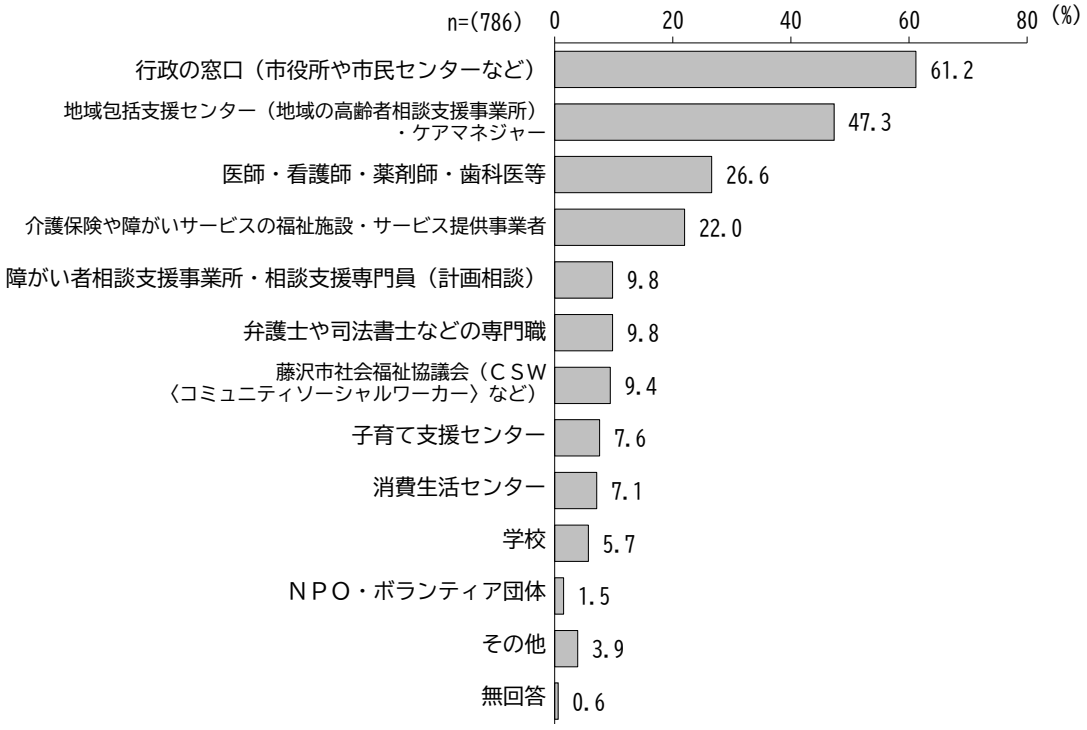
一方、複数の問題が絡みあう複合的な課題に対しては、本人が課題を自覚しにくかったり、SOSを発信しにくくなったりすることで、課題そのものが社会的に見えにくくなってしまう（潜在化してしまう）可能性があります。

誰もが孤立することなく、身近な地域で必要な支援に結びつけるために、多様な相談行動に対応できるよう相談機関の周知をさらに進めるとともに、地域の身近な相談機能を高め、複雑な課題に対しても多機関連携によるワンストップの相談・支援を一体的に推進していくことが重要です。

≪生活や福祉に関する相談や悩みごとの解決が難しい場合に相談するところ≫



≪専門の相談機関や行政機関の具体的な相談先≫



資料：支えあいの地域づくりに関するアンケート調査

施策の展開

①地域における福祉相談の充実

地域には、ささえあいセンターや地域の縁側等、身近な居場所として、交流から相談につながる場があり、また、市民センターにおける「地区福祉窓口※」において、福祉・保健の相談や、状況に応じて各種制度の案内や情報提供、福祉関連の各種申請手続の受付や、サービス提供の連絡調整を行っています。

今後とも地区福祉窓口、地域包括支援センター（いきいきサポートセンター）、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、地域の縁側等をはじめとした様々な分野の相談窓口が連携・協働し、13地区をベースとした地域における福祉相談窓口の充実を図ります。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
いきいき長寿プランふじさわ	基本目標１ 不安や困りごとに寄り添う相談支援体制の充実	施策１ 相談支援体制の充実
	基本目標６（藤沢おれんじプラン） 相談・支援体制の整備等	施策３ 地域の相談・支援体制の充実
ふじさわ障がい者プラン	基本目標２ 情報提供と相談支援の推進（つながる見守る支援体制の形成）	施策の柱２－１ 相談支援体制の充実
子ども・若者共育計画	基本目標８ 地域全体で共に支える基盤をつくる	柱２ 地域活動の支援とネットワークづくり
	基本目標２ だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進	柱１ 切れ目ない相談支援の充実と地域づくり

更新予定

②相談支援ネットワークの整備

行政による相談窓口をはじめとしながら、医療機関や民間事業者による相談窓口が増え、さらに住民による相談窓口等、様々な相談の場が増えています。

地域住民の抱える課題が複合化・複雑化していく中、世帯全体をとらえた包括的な支援体制の構築が求められており、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野を超えて支える、多機関・多職種による相談支援ネットワークの整備を進めます。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
いきいき長寿プランふじさわ	基本目標１ 不安や困りごとに寄り添う相談支援体制の充実	施策１ 相談支援体制の充実
	基本目標６（藤沢おれんじプラン） 相談・支援体制の整備等	施策３ 地域の相談・支援体制の充実
ふじさわ障がい者プラン	基本目標２ 情報提供と相談支援の推進（つながる見守る支援ネットワークの形成）	施策の柱２－１ 相談支援体制の充実
子ども・若者共育計画	**更新予定** 基本目標２ だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進	柱１ 切れ目ない相談支援の充実と地域づくり 柱５ 子どもの適切な養育に関する支援・児童虐待防止対策の推進

③相談・支援の声を上げやすい環境づくり

困りごとがあっても、本人が課題を自覚しにくいことや、相談先がわからないこと、周囲に知られたくない気持ちなどから、支援につながりにくい場合があります。

そのため、相談することへの心理的な負担を軽減し、本人や家族が早い段階で声を上げやすい環境を整えます。身近な相談機会の確保に加え、相談につながる入口をわかりやすくすることで、支援が必要な人がためらわずにアクセスできるようにします。

あわせて、相談を受けた側が適切につなぎ、継続して支えることのできる体制との連動を図ります。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
ふじさわ障がい者プラン	基本目標２ 情報提供と相談支援の推進（つながる見守る支援ネットワークの形成）	施策の柱２－１ 相談支援体制の充実
子ども・若者共育計画	更新予定 基本目標７ 子ども・若者の意見表明・意見反映	柱１ こどもまんなか社会の実現に向けた取組の推進

具体的な市の取組

地域福祉推進課の事業は、重層的体制整備事業で、具体的な取組を展開します。（別冊（重層的支援体制整備事業実施計画）参照）

更新予定

（２）地域生活を支える体制整備・環境構築

施策の方向性

市民が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けるためには、福祉、医療、介護、子育て支援、教育、市民活動等が一体となった包括的なケアの提供や、日々の生活を支える基盤そのものの安定が不可欠です。

しかし、単一の制度や従来の分野ごとの対応だけでは、住居の確保、移動や買い物の利便性、就労機会の創出といった多様化する生活課題に対して、なお支援が行き届きにくいという状況にあり、分野横断的な「切れ目のない支援体制」の構築が求められます。

そのため、生活根幹の基盤整備に向けては、市内13地区それぞれの地域特性や独自のつながりを最大限に活かしつつ、民間事業者や地域団体、現場を支える多職種（医療・保健・福祉・子育て・教育などの専門職）などの多様な主体が緊密に連携・協働する仕掛けづくりを進めることで、地域生活を支える環境づくりを推進します。

現状と課題

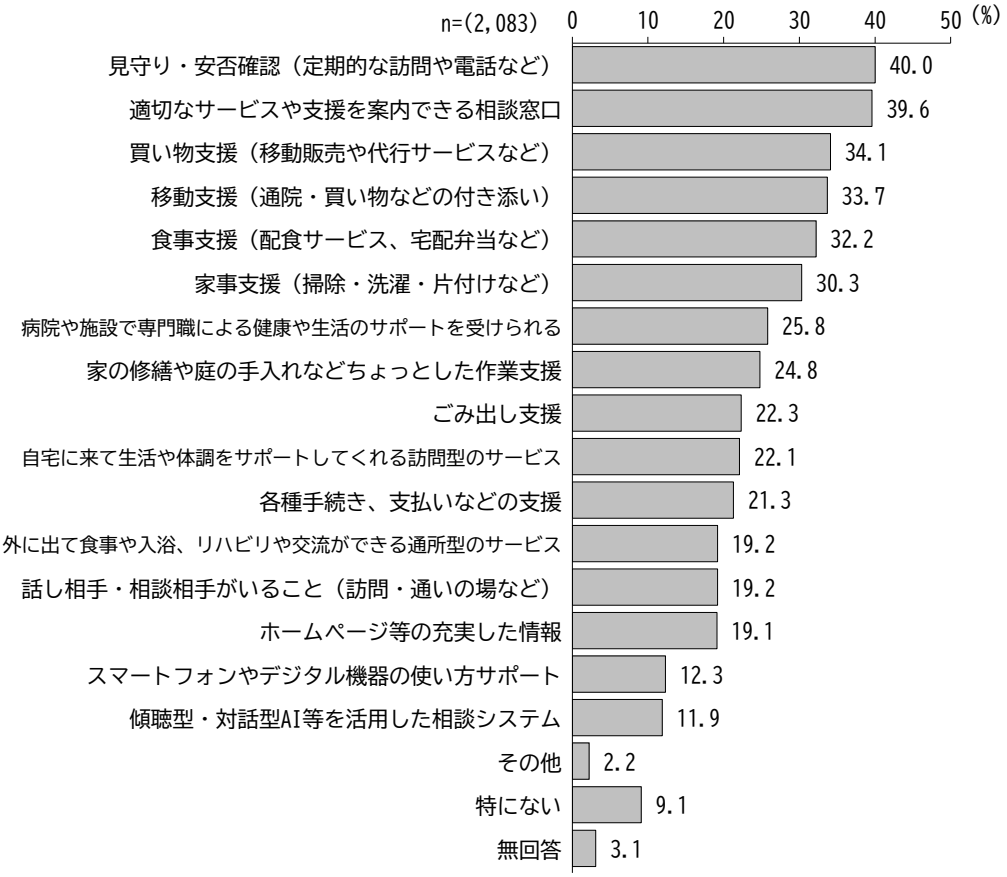
今後の生活を想像したときに利用できるとよいと思うサービスや支援としては、「見守り・安否確認（定期的な訪問や電話など）」が40.0%で最も高く、これに「適切なサービスや支援を案内できる相談窓口」(39.6%)が僅差で続いています。

また、「買い物支援（移動販売や代行サービスなど）」(34.1%)、「移動支援（通院・買い物などの付き添い）」(33.7%)、「食事支援（配食サービス、宅配弁当など）」(32.2%)、「家事支援（掃除・洗濯・片付けなど）」（30.3%）が３割台となっています。

ヒアリング調査からは、「団地・集合住宅地内に相談機能が内包されているケース」や、「認知症カフェ・まちかど体操など住民主体の活動が、介護予防や見守りの場として機能しはじめている」ような、支援が生活の中に組み込まれている実践例もあります（26ページ参照）。

公的・民間を問わない生活圏の中の身近な相談機能の整備と、移動・買い物支援等の充実や、多機関が連携した重層的支援体制の強化により、課題が深刻化する前から生活を支える仕組みが求められます。

≪今後の生活を想像したときに利用できるとよいと思うサービスや支援≫



資料：支えあいの地域づくりに関するアンケート調査

施策の展開

①多職種・多機関連携

地域住民が抱える困りごとが、これまでの取組や既存の支援では解決に結びつけることが難しい現在の地域社会において、行政あるいは多様な主体が、互いに協働するマルチパートナーシップによる取組を推進することにより、活力あるまちづくりと支えあいの活動を促進していきます。

さらに、支えあいや助けあいによる安全・安心な地域づくりに向けて、民間事業者等と「地域見守り活動に関する協定」を締結するなど、多様な主体とのさらなる連携を強化していきます。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
いきいき長寿プランふじさわ	基本目標２ 安心して暮らせる環境整備	施策２ 安全・安心なまちづくりの推進
	基本目標５ 医療・介護及び福祉連携による生活支援の充実	施策２ 在宅医療・介護連携の推進
ふじさわ障がい者プラン	基本目標２ 情報提供と相談支援の推進（つながる見守る支援ネットワークの形成）	施策の柱２－２ 他機関連携の強化
子ども・若者共育計画	基本目標４ 学童期・思春期の支援の充実	柱１ 学校がプラットフォームの役割を担った地域社会との協働
	基本目標５ 青年期の支援の充実	柱１ 子ども・若者に対する修学・就労・自立支援の充実

更新予定

②生活基盤の整備

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、相談支援や見守りに加え、日常生活を支える住まい、移動、買い物、食、金銭管理などの基盤が欠かせません。

そのため、個人の状況や地域特性に応じて、生活の土台を支える取組を進め、暮らしの中で必要な支援を受けやすい環境を整えます。単にサービスを整備するだけでなく、生活上の不便や不安が深刻化する前に支えにつながるよう、地域の実情を踏まえた基盤形成を図ります。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
いきいき長寿プランふじさわ	基本目標２ 安心して暮らせる環境整備	施策１ 住まいなどの生活環境の整備
ふじさわ障がい者プラン	基本目標３ 地域生活の基盤整備（家族の安心と将来の暮らしの確保）	施策の柱３－３ 暮らしの場の確保支援と経済的基盤の安定
子ども・若者共育計画	基本目標６ 子育て当事者への支援の充実	柱３ ひとり親家庭への支援
	基本目標３ 子どもの誕生前から幼児期までの支援の充実	柱２ 子育て支援サービスの充実
	基本目標１ 子ども・若者のライフステージを通した施策の推進	柱５ 子育てしやすい生活環境等の整備

更新予定

（３）権利擁護のための支援の充実（成年後見制度利用促進基本計画）

背景及び趣旨

判断能力の低下した高齢者や障がいのある方の財産管理等を支援し権利を保護する成年後見制度は、1999年（平成11年）12月施行の民法改正によって導入されました。

全国的に成年後見制度が十分に活用されていない状況を踏まえ、国では、2016年（平成28年）5月に、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、「促進法」という。）が施行され、翌年に成年後見制度利用促進基本計画（計画期間5年。以下、「基本計画」という。）が策定されました。

また、今後も認知症高齢者等の増加が予想され、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化及び増大することが見込まれることから、2022年（令和4年）3月に第二期基本計画が閣議決定され、制度の利用を必要とする人が地域社会へ参加し、尊厳のある本人らしい生活を継続するために、権利擁護支援の推進、運用の改善等、司法による権利擁護支援を身近なものにする仕組みづくりなど、地域共生社会の実現に向けた取組について定められています。

さらに、2026年（令和８年）6月の「民法等の一部を改正する法律」及び「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の成立に伴い、本人の意思決定の尊重や利用手続きの柔軟化など、使いやすく身近な権利擁護の仕組みへと改善が進みました。

認知症や障がいのある状態になることは誰もがあり得ることであり、成年後見制度は市民の権利を守り、地域での安心した暮らしを支える重要な仕組みです。これは、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることをめざす、地域共生社会の実現に深く結びつくものです。

こうした背景を踏まえ、この計画を、「促進法」第14条に基づく本市の「成年後見制度利用促進基本計画」と位置づけ、成年後見制度の利用提案促進に関する施策について、基本的な計画を定めるものです。

計画期間

計画期間は、「本計画」と同じ2027年度（令和９年度）から2032年度（令和14年度）までの6カ年です。2029年度（令和11年度）には中間見直しを行い、次期計画の策定を行います。

施策の方向性

認知症や障がいなどの理由で、日常生活における意思決定や、判断を行うことに困難を抱える人に対しては、日常生活上の支援とあわせて、本人の意向を最大限に尊重する意思決定の支援や特性に応じた身上保護を重視するとともに、権利侵害を予防する取組が必要です。

尊厳のあるその人らしい生活を維持するために、当事者が成年後見制度をはじめとした権利擁護支援策を適切に利用できるよう、2026年（令和８年）6月の法改正に伴う、成年後見制度の見直しの動向を踏まえつつ、利用に関する助成制度の在り方も含めた利用環境を整えるとともに、市民や関係機関への周知啓発に努めます。また、権利擁護支援を必要とする人を含めた地域住民が、地域社会に参加できるよう、多職種が連携する「チーム」や「協議会」の具体化を図り、中核機関を中心とした権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めることで、地域全体で支えるセーフティネットとしての機能を強化します。

現状と課題

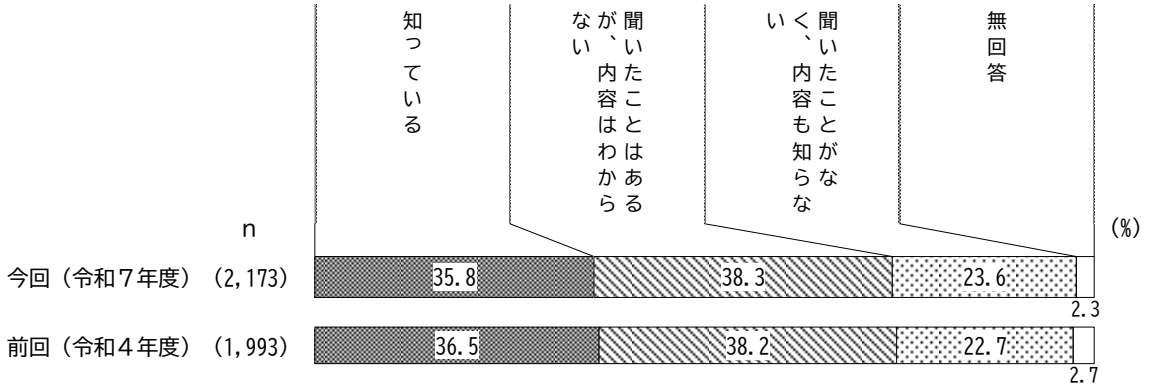
成年後見制度の認知度は、「知っている」が35.8%で、「聞いたことはあるが、内容はわからない」が38.3%と最も高くなっています。この結果は、令和４年度調査から特に大きな違いはみられません。

成年後見制度相談件数は、令和３年度の合計78件を最大とし、近年は60～70件台で推移しています。

また、成年後見制度について最も必要だと思う取組は、「身寄りのない方への入院・入所から終末期までの一貫したサポート」が44.6%で最も高く、次いで「成年後見制度の普及・啓発に関すること」が15.6%となっています。

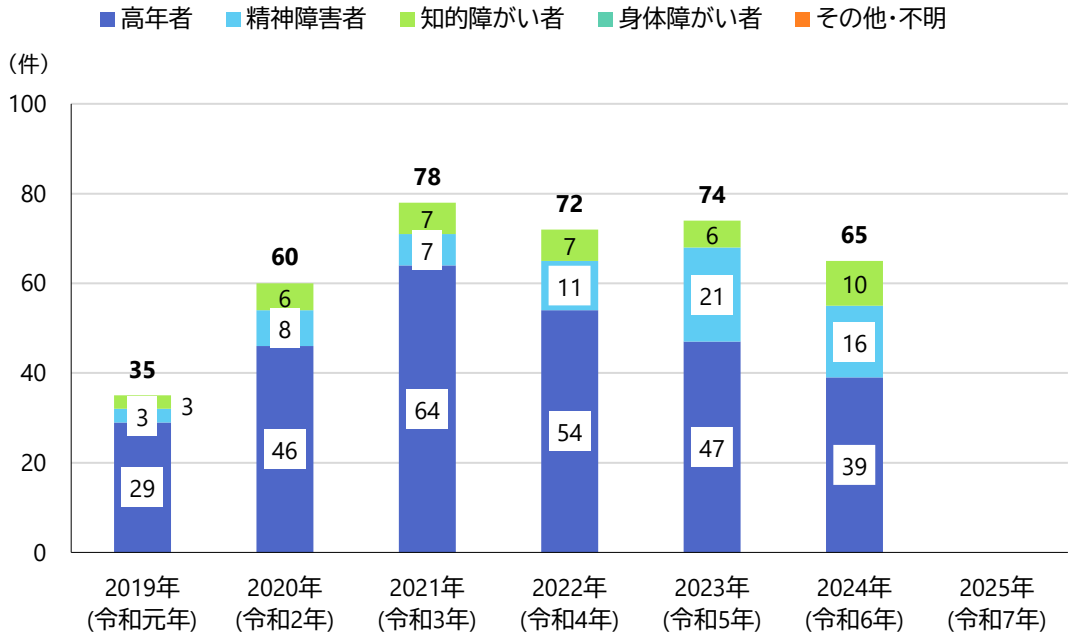
最期までその人らしい暮らしの選択が尊重されるよう、地域全体で市民の意思と尊厳を支えるため、身近な相談から専門的な権利擁護支援までをシームレス（隙間なく）につなぐ具体的な仕掛けづくりが求められます。

≪成年後見制度の認知度≫



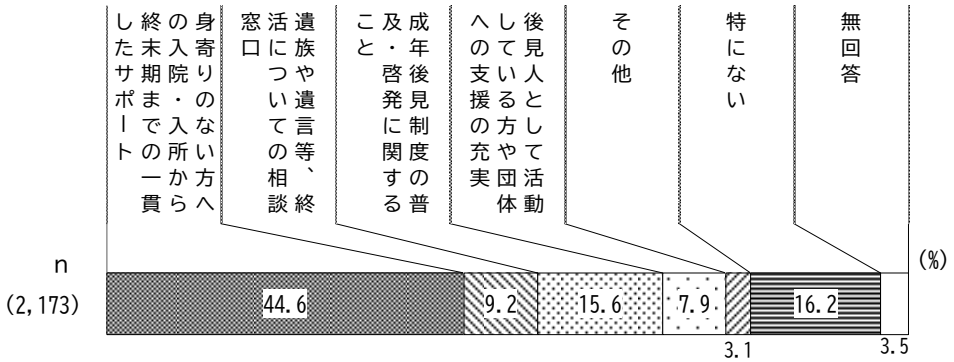
資料：地域福祉に関するアンケート調査

≪成年後見制度相談件数≫



資料：地域福祉推進課調べ

≪成年後見制度について最も必要だと思う取組≫



資料：地域福祉に関するアンケート調査

施策の展開

①権利擁護のための意思決定の支援

認知症や障がいなどにより、日常生活を送る上で、自らの意思を表明することが困難な人に対しては、生活場面における様々な選択の機会において、本人の意思や自己決定を尊重し、さらにその決定を支援することが必要です。

尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるように、本人の意思を尊重し、判断能力が十分でない方も基本的な人権が守られ、適切なサポートを受けながらその人らしい生活を地域で送ることができるまちづくりを進めます。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
いきいき長寿プランふじさわ	基本目標１ 不安や困りごとに寄り添う相談支援体制の充実	施策１ 相談支援体制の充実
	基本目標４（藤沢おれんじプラン） 意思決定支援及び権利利益の保護	施策１ 権利擁護の推進
ふじさわ障がい者プラン	基本目標１ 障がい理解と権利擁護の推進（心のバリアフリーと権利の尊重）	施策の柱１－２ 意思決定支援・権利擁護の徹底
子ども・若者共育計画	基本目標１　**更新予定** 子ども・若者のライフステージを通した施策の推進	柱１ 一人ひとりの子ども・若者が主役 こどもまんなか社会づくりに向けた取組の推進
	基本目標２ だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進	柱５ 子どもの適切な養育に関する支援・児童虐待防止対策の推進

②成年後見制度の利用提案促進

日常生活における判断に困難を抱える人の権利擁護と適切な支援を確保するために、成年後見制度があります。本人にとって成年後見制度を利用することの必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮した上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、今後も制度の周知等を進めるとともに、関係機関や家庭裁判所、行政等が連携・協力し、権利擁護支援のネットワーク構築を進めます。

そして、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが可能となるよう、市民後見人等を含めた担い手の育成や、権利擁護に関する制度の普及・啓発に努めることで、成年後見制度の利用提案促進を図ります。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
いきいき長寿プランふじさわ	基本目標１ 不安や困りごとに寄り添う相談支援体制の充実	施策１ 相談支援体制の充実
	基本目標４（藤沢おれんじプラン） 意思決定支援及び権利利益の保護	施策１ 権利擁護の推進
ふじさわ障がい者プラン	基本目標１ 障がい理解と権利擁護の推進（心のバリアフリーと権利の尊重）	施策の柱１－２ 意思決定支援・権利擁護の徹底

更新予定

具体的な市の取組

ア　「自分事」から始まる権利擁護の輪の拡大

誰もが権利擁護を「自分事」として捉えられる環境整備を推進するため、市民や支援者に権利擁護の正しい理解を促進する普及啓発と、相談へのアクセスを強化します。

➔指標

・専門職団体や中核機関等による普及啓発講座・相談会開催回数及び延べ参加者数
・普及啓発講座受講者のうち、「制度を正しく理解できた」「自分や家族に必要だと感じた」等と回答した人の割合
・相談経路の多様化

イ　地域共生社会を支える権利擁護セーフティネットの展開

孤立を防ぎ、権利侵害を未然に防ぐ地域ネットワークを構築し、地域共生社会の実現に向けた権利擁護セーフティネットの機能強化を推進します。

➔指標

・多角的な相談経路による相談受理件数（あんしんセンター・地域福祉推進課）

ウ　「本人主体」の権利擁護を実現する質の高い支援の展開

意思決定支援を支える人材の育成と権利擁護支援の質を担保するとともに、本人の尊厳を守る支援体制の確立を図ります。

➡指標

・市民後見人養成講座の修了者数及び候補者名簿への登録者数
・市民後見人の新規受任件数（家庭裁判所からの選任数）
・支援者（市民・専門職）を対象とした意思決定支援に関する専門研修の実施数及び満足度
・市民後見人等に対するフォローアップ研修・活動相談会の実施回数

（４）更生支援に向けた地域づくり（再犯防止推進計画）

背景及び趣旨

犯罪や非行をした人が再び犯罪に及ぶことを防ぐ再犯防止の重要性が高まる中、2016年（平成28年）12月に、安全で安心して暮らせる社会の構築を目的とした「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が公布・施行されました。

検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇傾向にある状況等を踏まえ、国では、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、対策を総合的かつ計画的に推進するため、2017年（平成29年）12月には、「再犯防止推進計画」（計画期間5年）が閣議決定されました。

また、2023年（令和5年）3月には、新たに第二次再犯防止推進計画が閣議決定され、その中で地方公共団体には「立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくり」が期待されており、医療・福祉をはじめ、住まいの確保や就労支援など、自立した生活基盤を整える地域ぐるみの包括的な支援と見守りが重要となっています。

こうした背景を踏まえ、本再犯防止推進計画は、「再犯防止推進法」第８条に基づく「地方再犯防止推進計画」と位置づけ、再犯の防止等に関する施策について、基本的な計画を定めるものです。

計画期間

計画期間は、「本計画」と同じ2027年度（令和９年度）から2032年度（令和14年度）までの6カ年です。2029年度（令和11年度）には中間見直しを行い、次期計画の策定を行います。

施策の方向性

犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰を促進することが求められています。

犯罪や非行をした人たちやその家族が抱える、高齢や障がいなどに伴う生活のしづらさ、課題や悩みを早期に発見し、地域社会で孤立することなく生活するためには、アウトリーチによる途切れない支援をはじめ、地域を基盤とした相談支援体制の充実が不可欠です。

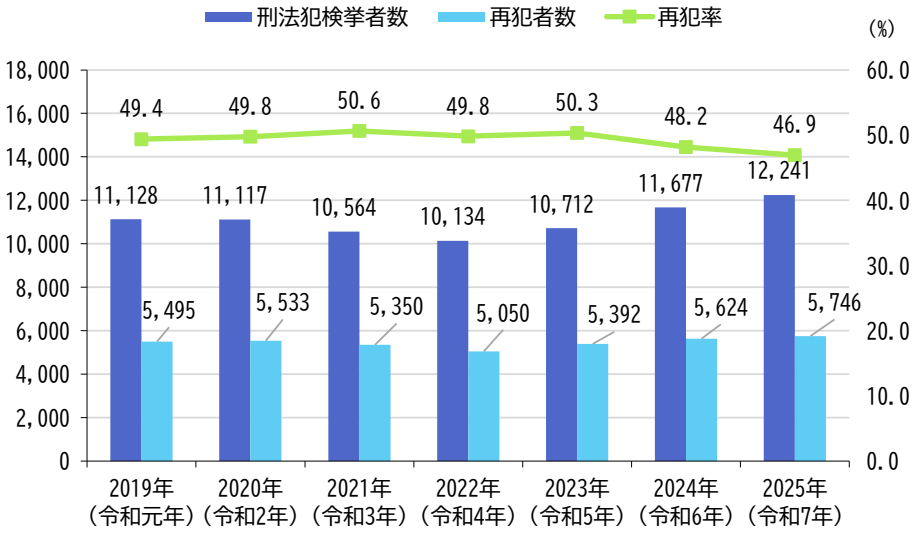
そのため、「再犯防止推進計画」に基づき、国や神奈川県、保護司会をはじめとする更生保護関係団体等と緊密に連携・協力し、就労・住居の確保や保健医療・福祉サービスの利用促進など、必要な支援が受けられる体制づくりを強力に推進します。あわせて、関係機関や協力雇用主などの事業者、地域住民への広報・啓発活動を進めることで、更生を支える地域社会の理解と環境づくりを図ります。

現状と課題

現在、国が策定する「再犯防止推進計画」や、「再犯防止推進計画加速化プラン」などによる取組の成果もあり、刑法犯として検挙された再犯者数は減少傾向にありますが、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けています。神奈川県における検挙人数に占める再犯者の比率（再犯者率）は2025年（令和７年）で46.9%となっています。

本市で実施した保護司会等への団体ヒアリングによると、更生保護法改正に伴う再犯防止に向けた「息の長い支援」の重要性が指摘されており、刑期や保護観察の終了後も対象者が生活困窮や孤立に陥らないよう、更生保護・福祉・医療・就労支援などの多機関が縦横に連携し、地域で継続的に支える仕組みの整備が求められています。

≪再犯者数の推移（神奈川県）≫



資料：地域福祉推進課調べ

施策の展開

①地域住民等の関心と理解の醸成

犯罪や非行をした人たちが地域社会の一員として円滑に社会復帰するためには、広く住民の理解と協力が不可欠です。行政や、地域団体の協力を得ながら「社会を明るくする運動※ 」、「再犯防止啓発月間」における広報・啓発活動を進めます。

また、犯罪や非行の背景にある孤独や社会的な孤立を防ぐため、本人の主体性を尊重しながら、それぞれの抱える課題に応じた「息の長い」支援を推進します。地域福祉活動や福祉学習・体験機会への参加を促すなど、地域での温かい見守りと支えあいにより、誰一人取り残さない包摂のまちづくりに取り組みます。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
子ども・若者共育計画	基本目標１ 子ども・若者のライフステージを通した施策の推進 柱６ 非行・自殺・犯罪などから子ども・若者を守る取組	

更新予定

②関係機関・団体の支援、連携の推進

保護司会や更生保護女性会※ 、BBS会などの更生保護ボランティアが地域で円滑に活動ができるよう、必要な各種情報等の提供や活動環境の充実を図ります。あわせて、更生保護ボランティアの高齢化や担い手不足といった課題に対し、市広報媒体の活用や各種地域団体への呼び掛けなど、人材の確保・育成を支援します。そのほか、犯罪や非行をした人たちへの支援の実効性を高めるための、市社会福祉協議会内に設置されている「更生保護サポートセンター」などを連携の拠点として活用し、保護観察所をはじめとする司法機関や福祉関係機関、地域団体を含めた地域の連携・ネットワークづくりを進めます。

③罪を犯した人の自立支援

犯罪や非行をした人が社会復帰後の生活がうまくいかず、再犯に至るケースがあります。その大きな要因として、帰住先がないことや、就労を希望しても定職に就くことができないことがあげられることから、就労支援機関や居住支援法人等と連携し、生活基盤の安定に向けた自立を支援します。

具体的な市の取組

ア　更生保護や再犯防止に関する関心と理解を深める取組の推進

毎年7月の「“社会を明るくする運動”強調月間」および「再犯防止啓発月間」において、保護司会、更生保護女性会、BBS会、青少年育成協議会と連携し周知啓発活動として、市内の小・中学生を対象とした作文コンテストの実施や、街頭キャンペーンを実施し、罪を犯してしまった方等の立ち直りを支える地域の温かい理解及び若い世代を含む市民一人ひとりに対し、更生保護や再犯防止に関する関心と理解を深める取組を推進していきます。

合わせて、更生保護ボランティアの認知度向上と新たな人材の確保・定着に向けて、広報ふじさわや、市ホームページ等のPR活動を実施します。

➡指標

・「社会を明るくする運動」作文コンテストの参加小中学校数及び応募作品数

・保護司会の会員数

イ　罪を犯した方の自立支援

罪を犯した方が地域社会での孤立を防ぐために、一人ひとりの状況を考慮し、多様な関係機関が連携しながら、市の重層的支援体制整備事業や生活困窮者自立支援制度等による包括的な相談支援へと適切につなぎ、包括的かつ切れ目のない伴走的に支援を実施します。

➡指標

生活困窮者自立支援制度における実績値

➢自立相談支援事業

➢住居確保給付金の支給

➢就労準備支援事業

➢家計改善支援事業

➢居住支援事業

（５）生活困窮者等の自立に向けた生活・就労支援の推進（生活困窮者自立支援計画）

背景と趣旨

日本型雇用慣行（終身雇用や年功賃金等）の変容に伴う非正規雇用労働者の増加や、少子高齢化・単身世帯の増加といった社会構造の変化により、従来の雇用や社会保険制度等（第１のセーフティネット）の恩恵を受けにくく、かつ生活保護（第３のセーフティネット）の要件には該当しないものの、複合的な課題を抱えて生活に困窮し、社会的に孤立するリスクが誰にでも生じ得る状況となっています。

このような背景を踏まえ、生活保護に至る前の段階から切れ目のない支援を提供する「第２のセーフティネット」として、2015年（平成27年）4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

その後、2018年（平成30年）の法改正においては、自立相談支援や就労準備支援、家計改善支援の一体的な実施の促進や、子どもの学習・生活支援事業の強化など、支援内容のさらなる充実に向けた見直しが行われました。

「生活困窮者自立支援法」では、対象となる「生活困窮者」を、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義しています。経済的な問題にとどまらず、社会的な孤立などの複合的な課題に対しても早期に介入し、地域社会の中で孤立することなく自立した生活を送ることができる仕組みづくりが求められています。

こうした背景を踏まえ、本計画は、厚生労働省社会・援護局長通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」において、生活困窮者の自立支援の方策を盛り込むべき事項とされていることを受け、生活困窮者への一層の支援を図るべく、基本的な計画を定めるものです。

計画期間

計画期間は、「本計画」と同じ2027年度（令和９年度）から2032年度（令和14年度）までの6カ年です。2029年度（令和11年度）には中間見直しを行い、次期計画の策定を行います。

施策の方向性

社会的孤立や就労への不安など、生活のしづらさを抱える困窮者等に対しては、単に経済的な困窮への対応にとどまらず、社会的なつながりを回復し、自立に向けた歩みを切れ目なく支える体制が必要です。

そこで、子どもの貧困対策をはじめ、困難な問題を抱える女性や犯罪被害者等への支援も含めた多角的な視点を持ち、庁内関係部署及び地域の関係機関が一体となった支援ネットワークを構築することで、早期の相談対応と生活・就労に向けた包括的な自立支援を展開します。

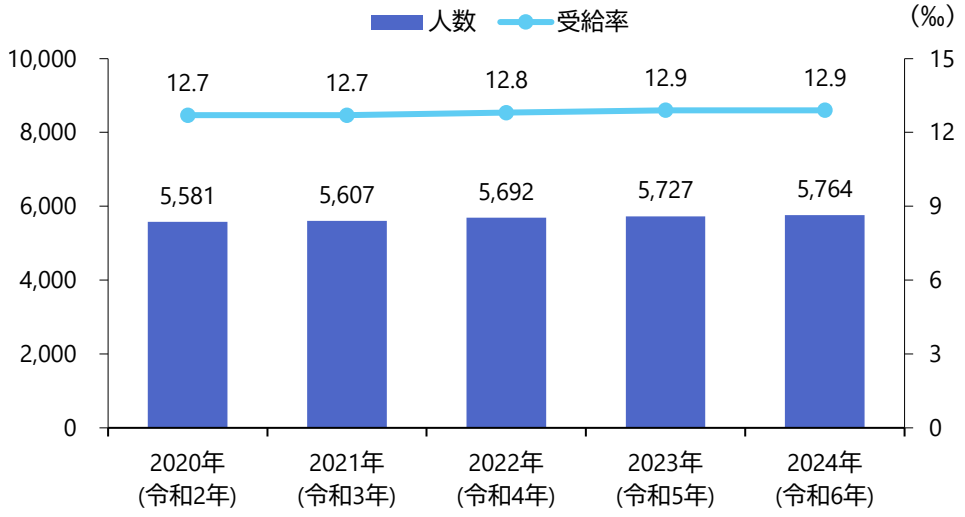
具体的な就労支援においては、ハローワーク等と緊密に連携した従来の支援に加え、本人の意向や特性にきめ細かく寄り添う「伴走的な関わり」による支援を強化します。多様な主体と協働した就労機会の創出などの仕掛けづくりを進めることで、地域生活の安定と確実な自立の促進を図ります。

現状と課題

生活保護受給者数は、微増傾向にありますが、保護率はおおむね約13‰（パーミル。千分率）で推移しています。

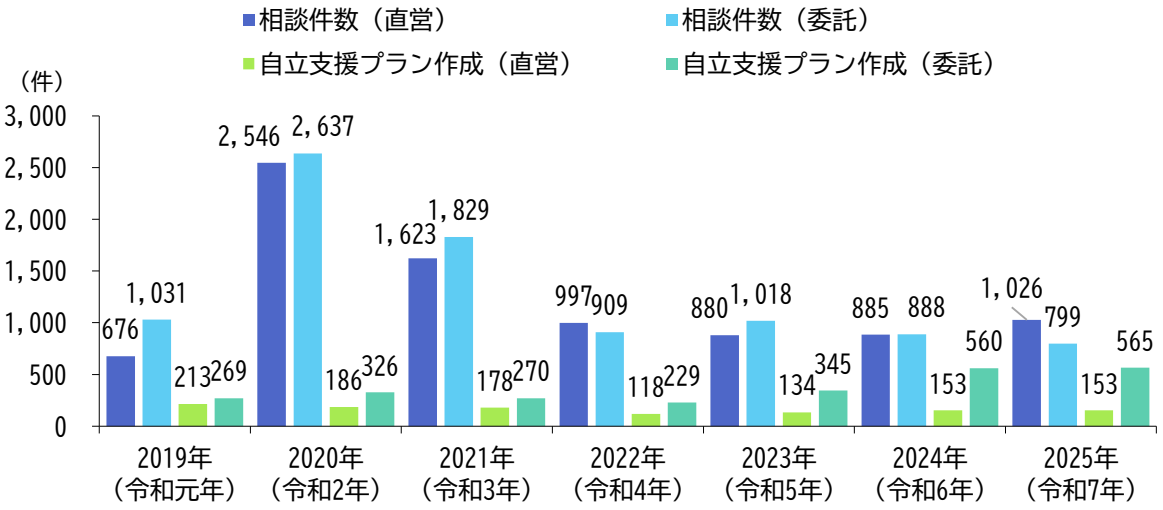
自立支援事業として、地域で様々な困難を抱える方々の暮らしを支えるため個々の状況に応じた支援プランを作成し、自立に向けた包括的、継続的な支援及び必要に応じたサービスの利用調整を行っています。2020年は新型コロナウイルス感染症の流行等により、相談件数が大きく増加しました。2022年以降は、合計約2,000件で推移しています。

≪生活保護受給者数と保護率の推移≫



資料：市政の概要

≪相談件数及び自立支援プラン作成数の推移≫



資料：地域福祉推進課調べ

施策の展開

①個々の状況に応じた生活困窮者への包括的な自立支援

経済的な困窮や社会的な孤立、子どもの貧困など、複合的な課題を抱える方に対し、相談支援を起点として、住まいの確保、家計の立て直し、学習・生活支援、就労に向けた準備などを切れ目なく行います。相談者や家庭の状況に応じた支援プランを作成し、生活保護に至る前の段階から早期に支援することで、自立に向けた歩みを支えます。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
いきいき長寿プランふじさわ	基本目標１ 不安や困りごとに寄り添う相談支援体制の充実	施策１ 相談支援体制の充実
ふじさわ障がい者プラン	基本目標３ 地域生活の基盤整備（家族の安心と将来の暮らしの確保）	施策の柱３－３ 暮らしの場の確保支援と経済的基盤の安定
子ども・若者共育計画	基本目標４ 学童期・思春期の支援の充実	柱４ 子ども・若者の居場所の充実
	基本目標５ 青年期の支援の充実	柱１ 子ども・若者に対する修学・就労・自立支援の充実
	基本目標６ 子育て当事者への支援の充実	柱３ ひとり親家庭への支援

更新予定

②地域全体で支える多様な主体による支援ネットワークの構築

行政だけでは把握しきれない生活困窮や孤立の兆しを早期に捉えるため、地域の関係機関や民間団体、地域住民など、多様な主体との連携を深めます。アウトリーチによる早期発見の仕組みや、支援につなぐための連携体制を整備し、地域全体で生活困窮者等を支える重層的なセーフティネットの構築を図ります。

この施策は、次のような各個別計画の取組とも関連しています。

各個別計画	基本目標	取組・関連項目
いきいき長寿プランふじさわ	基本目標２ 安心して暮らせる環境整備	施策２ 安全・安心なまちづくりの推進
子ども・若者共育計画	**更新予定** 基本目標８ 地域全体で共に支える基盤をつくる	柱２ 地域活動の支援とネットワークづくり

具体的な市の取組

ア　個々の状況に応じた自立支援施策の展開

（ア）自立相談支援

生活に困りごとや不安を抱えている方に対し、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

（イ）住居確保給付金の支給

就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

（ウ）就労準備支援

すぐに就労が困難な方に一定期間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

（エ）家計改善支援

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ等、早期の生活再生を支援します。

（オ）子どもの学習・生活支援事業

子どもの学習支援や居場所づくり、進学支援、高校中退防止など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

（カ）居住支援

住居に困った方に一時的（一定期間）に住むところ（場所や衣食）提供します。

➡指標（各事業の実績）

➢自立相談支援事業

➢住居確保給付金の支給
➢就労準備支援事業
➢家計改善支援事業
➢子どもの学習・生活支援事業
➢居住支援事業

イ　生活困窮の早期把握と支援につなげるネットワークの構築

困りごとが深刻化する前に、地域の中で発せられるわずかなサインを的確に捉え、適切な支援窓口へとつなぐ循環をつくります。住民や関係機関との密接な情報共有を通じて「地域の目」を養うとともに、支援の網の目から漏れがちな潜在的な対象者を早期に発見し、孤立を未然に防ぐ体制を整備します。

➡️指標
➢生活困窮者の早期把握
➢支援につながる仕組みづくり

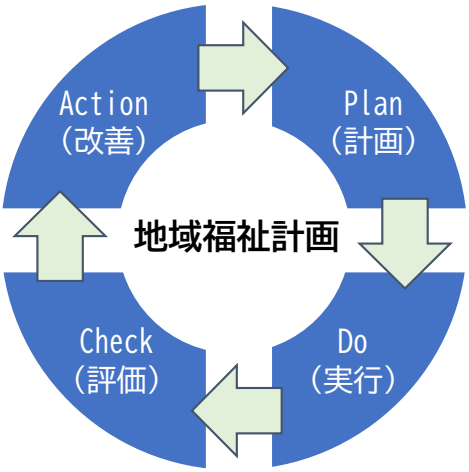
第３章　地域福祉計画の進行管理

1　計画の進行管理方法

（1）計画の進行管理

本計画においては、PDCAサイクルの手法を活用して進行管理を行い、計画に基づいて効果的かつ効率的に施策・事業を実行することで、地域福祉における課題解決を図っていきます。

Plan（計画）	地域福祉における課題等を踏まえて目標を設定し、目標達成のための計画を策定します。
Do（実行）	策定した計画に沿って各施策・事業を実行していきます。
Check（評価）	各施策・事業の実施結果等を踏まえ、各基本目標にどの程度近づき、進んでいるのか評価します。
Action（改善）	評価結果を踏まえて、計画をより効果的かつ効率的に進めるための見直し及び改善を行います。



（2）施策の進め方

各基本目標に沿って実施する施策・事業について、関連分野の個別計画との連携を図りながら進捗管理及び評価を行い、地域福祉に関する取組や推進状況を総合的に判断し、次年度以降の施策の展開や改善を行っていきます。

（3）計画の見直し

本計画については、社会情勢や地域の状況などを踏まえて見直しを行います。

計画期間の2029年度（令和11年度）には中間見直しを行い、計画期間の最終年度である2032年度（令和14年度）には、基本目標に対する達成度を検証し、次期計画の策定を行います。また、本計画による成果を客観的な視点で確認するために、3年ごとに市民アンケート調査及び関係団体へのヒアリング調査を行います。

（４）成果目標

更新予定

2　計画の進行管理体制

（1）藤沢市地域福祉計画推進委員会

更新予定

資　料　編

1　藤沢市の現状

更新予定

2　行政区域（13地区）の状況

更新予定

更新予定

３　計画の策定にあたって

更新予定

4　パブリックコメントの実施状況

（1）実施概要

意見等を募集した事項	
意見募集の対象者	
意見の提出方法	
実施期間	
実施主体	

（2）意見提出の状況

更新予定

（3）提出された意見・提案について

	類型化した意見・提案	市の考え方

5　藤沢市地域福祉推進委員会

（1）藤沢市地域福祉計画推進委員会名簿

任期：2026 年（令和 8 年）7 月 2 日～2028 年（令和 10 年）3 月 31 日

No.		氏　　名	選出区分	所属・役職等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9			更新予定	
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				

敬称略、順不同

（２）藤沢市地域福祉計画推進委員会設置要綱

（目的及び設置）

第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条に規定する地域福祉計画を策定及び推進するため、この市に藤沢市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

（１）地域福祉計画の策定、推進及び進行管理に関すること

（２）計画策定、推進及び進行管理に係る情報交換に関すること

（３）前２号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要な事項

（組織）

第３条　委員会の委員は、２１人以内とする。

（委員）

第４条　委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）学識経験者

（２）高齢者関係団体の代表

（３）障がい者関係団体の代表

（４）児童関係団体の代表

（５）市民代表

（６）市社会福祉協議会の代表

（７）民生委員児童委員の代表

（８）その他市長が必要と認める者

２　委員の任期は、委嘱の日から２年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会には委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　委員会は、市長の要請に基づき、委員長が招集する。
２　委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開催し、議事をすることはできない。

（意見等の聴取）
第７条　委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（秘密の保持）
第８条　委員は、委員会において知り得た個人の情報については、他に漏らしてはならない。

（庶務）
第９条　委員会の庶務は、福祉総務課において総括し、及び処理する。

（その他の事項）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、推進委員会の同意を得て、委員長が定める。

附　則
この要綱は、２００９年（平成２１年）４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、２０１３年（平成２５年）４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、２０１７年（平成２９年）４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、２０２１年（令和３年）４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、２０２５年（令和７年）４月１日から施行する。

6　計画の策定経過

開催日	内容
2025年度 （令和７年度）	
６月５日（木）	第１回藤沢市地域福祉計画推進委員会 ＜議題＞ （１）今年度のスケジュールについて （２）地域福祉に関する調査について（意見交換）
10月７日（火）	第２回藤沢市地域福祉計画推進委員会 ＜議題＞ （１）今年度のスケジュールについて（ご報告） （２）地域福祉に関する調査：アンケート調査票最終案のご確認について （３）地域福祉に関する調査：ヒアリング調査の概要とご協力のお願い事項について （４）計画体系図別の取組について（委員の情報提供）
３月19日（木）	第３回藤沢市地域福祉計画推進委員会 ＜議題＞ （１）今年度のスケジュール進捗について（ご報告） （２）地域福祉に関する調査について（結果報告） （３）計画改定に向けて（意見交換） （４）委員による取組状況・情報共有
2026年度 （令和８年度）	
７月２日（木）	第１回藤沢市地域福祉計画推進委員会 ＜議題＞ （１）地域福祉計画について （２）今年度のスケジュールについて （３）前回までの振り返りについて （４）藤沢市地域福祉計画２０３２の骨子案について（意見交換）
９月２日（水）	第２回藤沢市地域福祉計画推進委員会 ＜議題＞ （１）前回委員会の振り返り （２）（仮称）藤沢市地域福祉計画２０３２【素案】について （３）パブリックコメントについて
●月●日（●）	第３回藤沢市地域福祉計画推進委員会 ＜議題＞
●月●日（●）	第４回藤沢市地域福祉計画推進委員会 ＜議題＞

更新予定

7　用語解説

【あ行】

●アウトリーチ
　支援が届きにくい人々に対して公共機関などが積極的に働きかけて支援を届けることです。

【か行】

●更生支援（更生保護）
　犯罪や非行をした人に対する指導や支援を行うことにより、その再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動のことです。

●更生保護女性会
　地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、
犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体のことです。

●合理的配慮
　障がい等のある方や家族などから、社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応を必要しているとの意思が伝えられたときに、過重な負担にならない範囲で必要な工夫や対応を行うことです。

●子育て支援センター
　地域における子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として設置しています。子育てアドバイザーによる子育てひろばの開催や、相談・情報提供、子育て支援に関する講習会等を実施しています。

●コミュニティソーシャルワーカー（CSW）
　既存の制度では解決しにくい困りごとを抱えている方に寄り添い、共に考え、解決に向けて関係機関や団体、行政と連携しながら支援を行う福祉専門職です。

【さ行】

●市社会福祉協議会
　社会福祉法に基づき、地域の福祉推進、向上を目的として、住民と福祉関係機関・団体により構成された公共性・公益性の高い民間福祉団体のことです。

●市民活動推進センター
　公益的な市民活動の推進に資することを目的に、市民活動に関する様々な情報の提供、市民活動団体相互の交流及び連携の促進、市民活動団体の自立化の支援等を行う施設です。

●社会を明るくする運動（社明運動）
　法務省が主唱する更生保護における「犯罪予防活動」の１つで、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のことです。

●青少年育成協議会
　青少年の健全育成及び、非行・事故防止を計画的かつ具体的に推進する団体のことです。

●成年後見制度
　認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分ではない人を支援する制度で、必要に応じて代理権や同意権等を持つ後見人等が、その人の権利を守るために各種手続きや財産管理等を行います。

●ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）
　特定の対象者を社会的に排除するのではなく、差異や多様性を認めあい、地域全体で包み込み支えあうという相互の連帯や心のつながりを築く考え方です。

【た行】

●ダブルケア
　子育てと介護を同時に担う状態のことです。

●地域ささえあいセンター
　高齢者等の相談支援、介護予防や孤立予防、生きがいづくり、多世代交流等の機能を備えた地域福祉サービスの拠点施設を「地域ささえあいセンター」として位置づけています。

●地域市民の家
　各地域の運営委員と利用者が協力して管理・運営しているコミュニティ施設です。地域の活動や、親睦を深める場として、市内に41カ所あります。

●地域生活課題
　福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題のほか、地域社会からの孤立など、福祉サービスを必要とする地域住民が、日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題のことです。

●地域の縁側
　昔ながらの「縁側（えんがわ）」をイメージして、誰もが気軽に立ち寄れて、時には相談もできるみんなの居場所を「地域の縁側」として位置づけています。

●地域福祉
　住民一人ひとりが地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民や社会福祉関係者、行政等がお互いに連携・協力して、地域生活課題の解決に向けて取り組む考え方です。

●地域包括ケアシステム
　高齢者が住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、利用者のニーズに応じて、住まい、医療、介護、予防、生活支援等に係るサービスを、一体的に提供できる体制です。

●地域包括支援センター
（いきいきサポートセンター）
　包括的支援事業を推進する福祉・介護の中核的機関として、主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師を配置し、高齢者の生活に身近な日常生活圏域ごとに設置されています。主な業務は、要支援者や介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者の介護予防ケアマネジメントや、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などです。

●地域見守り活動に関する協定
　誰もが地域で安心して暮らしていけるよう、民間事業者と本市が連携・協力し、孤立死等の発生を未然に防止することにより、市民の福祉の向上を図ることを目的とするものです。

●地区福祉窓口
　市民センターに設置され、福祉・保健の相談を受け、状況に応じた各種制度の利用案内や情報提供を行うとともに、福祉・保健に関する各種申請受付、サービス提供の連絡調整等を行います。

●地区社会福祉協議会
　市内14地区（藤沢地区は東部・西部の2地区）ごとの地域福祉を進めるための住民組織で、主な事業として、それぞれの地域の実情に合わせた敬老事業、地域交流事業、福祉啓発事業等の福祉活動を展開しています。

●地区ボランティアセンター
　高齢者や障がい者等に対する日常生活支援や交流事業といった地域住民による相互扶助機能を高め、ボランティアの紹介等を行う身近な活動の場として、地区社会福祉協議会等の地域団体により、開設・運営がされています。

【は行】

●PDCA サイクル

計画を設定し（Plan）、実行し（Do）、検証及び評価（Check）を行うとともに、課題の改善を次の計画に活かして実行する（Action）という工程を継続的に繰り返す仕組みのことです。

●避難行動要支援者

高齢者や障がい者など、災害が発生した場合にひとりで避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する人をいいます。

●BBS 会

非行に陥った子どもや若者に「お兄さん、お姉さん」のような立場で接し、更生・立ち直りに協力するボランティア団体です。

●ふじさわボランティアセンター

市社会福祉協議会に設置され、ボランティア活動に関する相談・活動紹介やボランティアの募集・登録を行うとともに、福祉やボランティアに関する講座などを実施しています。

●保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

【ま行】

●民生委員・児童委員

民生委員法、児童福祉法に基づき設置され、地域の様々な生活上の相談に対して助言や援助をし、支援につながるよう、必要な情報提供・連絡調整を行っています。

【や行】

●ヤングケアラー

家族にケア（看護・介護）を必要とする人がいる場合に、本来大人が担うべきケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている子どもをいいます。（日本ケアラー連盟による定義）。